

三原燃 第22-0055号
令和4年5月24日

原子力規制委員会 殿

茨城県
三菱
代
石川622番地1
大和矢 秀成

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和3年6月1日付け原規規発第2106016号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書(令和3年8月17日付け三原燃第21-0332号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0471号、令和3年12月6日付け三原燃第21-0569号にて軽微な変更届出)について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1
代表者の氏名 代表取締役社長 大和矢 秀成

2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の建物・構築物及び設備・機器
成形施設の建物・構築物及び設備・機器
被覆施設の設備・機器
組立施設の建物・構築物及び設備・機器
核燃料物質の貯蔵施設の建物・構築物及び設備・機器
放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び設備・機器
放射線管理施設の設備・機器
その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和3年6月1日

認可番号 原規規発第2106016号

4. 変更の内容

- (1) 変更区分の変更について、添付1に示すとおりとする。
- (2) 仕様表の改造内容の記載の変更、その他関連箇所の変更について、添付2に示すとおりとする。
- (3) 機器図等図面の変更について、添付3に示すとおりとする。

5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、変更区分の記載内容を適正化するためである。
- (2) 本変更の理由は、仕様表の改造内容の記載、その他関連箇所の記載を適正化す

るためである。

(3)本変更の理由は、機器図等図面を適正化するためである。

なお、上記(1)～(3)は、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。

添付 1

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 堰(ウラン回収第2系 列-2)※6	1式	新設	{209}	ウラン回収設備 (第2系列) 堰(ウラン回収第2系 列-2)	1式
				{210}	ウラン回収設備 (第2系列) 堰漏水検知警報設備	1式
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 投入ボックス※6	2基	改造	{211}	ウラン回収設備 (第2系列) 投入ボックス	2基
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出槽※6	2基	改造	{212}	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出槽	2基
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 拔出ボックス※6	2基	変更 なし	{213}	ウラン回収設備 (第2系列) 拔出ボックス	2基
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 中間槽※6	2基	改造	{214}	ウラン回収設備 (第2系列) 中間槽	2基
				{216}	ウラン回収設備 (第2系列) 中間槽液位高インター ロック	2式
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) ろ過器(中間槽)※6	2基	変更 なし	{215}	ウラン回収設備 (第2系列) ろ過器	2基
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出液受槽※6	3基	改造	{217}	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出液受槽	3基
				{218}	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出液受槽液位高イン ターロック	3式

22

変更後

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 堰(ウラン回収第2系 列-2)※6	1式	新設	{209}	ウラン回収設備 (第2系列) 堰(ウラン回収第2系 列-2)	1式
				{210}	ウラン回収設備 (第2系列) 堰漏水検知警報設備	1式
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 投入ボックス※6	2基	改造	{211}	ウラン回収設備 (第2系列) 投入ボックス	2基
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出槽※6	2基	改造	{212}	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出槽	2基
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 拔出ボックス※6	2基	変更 なし	{213}	ウラン回収設備 (第2系列) 拔出ボックス	2基
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 中間槽※6	2基	改造	{214}	ウラン回収設備 (第2系列) 中間槽	2基
				{216}	ウラン回収設備 (第2系列) 中間槽液位高インター ロック	2式
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) ろ過器(中間槽)※6	2基	改造	{215}	ウラン回収設備 (第2系列) ろ過器	2基
工場棟 転換工場 チェック タンク室	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出液受槽※6	3基	改造	{217}	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出液受槽	3基
				{218}	ウラン回収設備 (第2系列) 溶出液受槽液位高イン ターロック	3式

22

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
附属建物 劣化・天然 ウラン倉庫	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設	{890} {893}	非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備	1式
附属建物 第3核燃料 倉庫		1式	増設			
放射線管理棟	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備、ファクシ ミリ装置、業務用無線 設備)※4	1式	変更 なし			
附属建物 第3核燃 料倉庫	消火設備 屋外消火栓	1式	変更 なし	{894} {895}	非常用設備 消火設備 屋外消火栓	1式
附属建物 劣化・天然 ウラン倉庫		1式	変更 なし			
屋外	消火設備 防火水槽	1式	更新 ・ 変更 なし	{894} {896}	非常用設備 消火設備 防火水槽	1式
屋外	消火設備 可搬消防ポンプ	1式	改造 ・ 増設	{894} {897}	非常用設備 消火設備 可搬式消火ポンプ	1式
附属建物 第3核燃料 倉庫	消火設備 消火器	1式	増設	{894} {898}	非常用設備 消火設備 消火器	1式
附属建物 劣化・天然 ウラン倉庫		1式	変更 なし			
加工棟 成型工場 前室(1)		1本	増設			
附属建物 第1廃棄物 処理所前室		1本	増設			
附属建物 第3核燃料 倉庫	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	変更 なし	{899} {900}	非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備	1式
附属建物 劣化・天然 ウラン倉庫		1式	変更 なし			
放射線管理棟	自動火災報知設備 火災感知設備※4	1式	変更 なし			

83

変更後

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
附属建物 劣化・天然 ウラン倉庫	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設	{890} {893}	非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備	1式
附属建物 第3核燃料 倉庫		1式	増設			
<u>附属建物 第3廃棄物 倉庫</u>		<u>1式</u>	<u>増設</u>			
放射線管理棟	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備、ファクシ ミリ装置、業務用無線 設備)※4	1式	変更 なし			
附属建物 第3核燃 料倉庫	消火設備 屋外消火栓	1式	変更 なし	{894} {895}	非常用設備 消火設備 屋外消火栓	1式
附属建物 劣化・天然 ウラン倉庫		1式	変更 なし			
屋外	消火設備 防火水槽	1式	更新 ・ 変更 なし	{894} {896}	非常用設備 消火設備 防火水槽	1式
屋外	消火設備 可搬消防ポンプ	1式	改造 ・ 増設	{894} {897}	非常用設備 消火設備 可搬式消火ポンプ	1式
附属建物 第3核燃料 倉庫	消火設備 消火器	1式	増設	{894} {898}	非常用設備 消火設備 消火器	1式
附属建物 劣化・天然 ウラン倉庫		1式	変更 なし			
加工棟 成型工場 前室(1)		1本	増設			
附属建物 第1廃棄物 処理所前室		1本	増設			
附属建物 第3核燃料 倉庫	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	変更 なし	{899} {900}	非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備	1式
附属建物 劣化・天然 ウラン倉庫		1式	変更 なし			
放射線管理棟	自動火災報知設備 火災感知設備※4	1式	変更 なし			

83

変更理由

変更区分の記載を適正化する
ため。なお、本変更は変
更区分の表記に関するもの
であり、適合性評価におけ
る影響がなく、加工施設の
保全上支障のない変更であ
る。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
工場棟 成型工場 ペレット加工室	付属設備 秤量設備 保安秤量器(成型工場1) ～(成型工場10) ^{※6}	10台	改造	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
工場棟 転換工場 原料倉庫	付属設備 秤量設備 保安秤量器 (ウラン管理1) ～ (ウラン管理4) ^{※6}	4台	改造	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
工場棟 成型工場 ペレット加工室						
付属建物 除染室・分析室 作業室(2)						
工場棟 成型工場 ペレット加工室						
加工棟 成型工場 ペレット加工室	付属設備 秤量設備 保安秤量器(加工棟1) ～(加工棟9) ^{※2}	9台	変更なし	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	付属設備 秤量設備 保安秤量器 (分析1)、(分析2)	2台	改造	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 同位体分析設備 ^{※5}	1式	変更なし	{906}	分析設備 同位体分析設備	1式
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 不純物分析設備 ^{※5}	1式	変更なし ・ 改造 ^{※1} ・ 新設	{907}	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室						

87

変更後

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
工場棟 成型工場 ペレット加工室	付属設備 秤量設備 保安秤量器(成型工場1) ～(成型工場10) ^{※6}	10台	改造	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
工場棟 転換工場 原料倉庫	付属設備 秤量設備 保安秤量器 (ウラン管理1) ～ (ウラン管理4) ^{※6}	4台	改造	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
工場棟 成型工場 ペレット加工室						
付属建物 除染室・分析室 作業室(2)						
工場棟 成型工場 ペレット加工室						
加工棟 成型工場 ペレット加工室	付属設備 秤量設備 保安秤量器(加工棟1) ～(加工棟9) ^{※2}	9台	変更なし	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	付属設備 秤量設備 保安秤量器 (分析1)、(分析2)	2台	改造	{921} {923}	付属設備 秤量設備 秤	1式
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 同位体分析設備 ^{※5}	1式	改造	{906}	分析設備 同位体分析設備	1式
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 不純物分析設備 ^{※5}	1式	改造 ^{※1} ・ 新設	{907}	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室						

87

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部及びアンカーボルト等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 物性測定設備 ^{※5}	1式	変更なし ・ 改造	{908}	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備 付帯設備) ^{※5}	1基	改造	{909}	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯 設備)	1基
屋外	付属建物 発電機室 ^{※5}	1式	新設	{878}	付属建物 発電機室	1式

*1: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

*2: ※の注釈は以下を示す。

※n: 当該建物・構築物又は設備・機器はn次申請で次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた技術基準に対する仕様を申請する。

加工施設の性能検査(旧加工規則第三条の六の四号に基づく加工施設の性能検査を含む)として、商用電源喪失を想定した場合の非常用ディーゼル発電機の総合負荷試験を実施する。加工施設の安全機能として安全を確保する上で重要な機能として、非常用ディーゼル発電機が自動で起動し、非常用電源系統に接続されている各設備・機器が正常に作動すること、並びに最終バウンダリである第1種管理区域を設定する建物の負圧が維持されることを確認するものとする。性能検査(非常用ディーゼル発電機の負荷対象か否かの確認を含む)の対象は先行申請含め全ての建物・構築物及び設備・機器である。別添I-2 検査の項目及び方法の3.項の表3-1に検査の方法及び判定基準を示す。

(2) 設計及び工事の方法

設計及び工事の方法を別添Iに示す。

4. 工事工程表

工事工程表を別添IIに示す。

5. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえ、設計及び工事に係る品質マネジメントは、別添IIIに示す保安品質保証計画書に従って行うものとする。

変更後

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 物性測定設備 ^{※5}	1式	改造	{908}	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備 付帯設備) ^{※5}	1基	改造	{909}	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯 設備)	1基
屋外	付属建物 発電機室 ^{※5}	1式	新設	{878}	付属建物 発電機室	1式

*1: 既設を撤去し、新規に製作し設置するものを含む。

*2: ※の注釈は以下を示す。

※n: 当該建物・構築物又は設備・機器はn次申請で次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた技術基準に対する仕様を申請する。

加工施設の性能検査(旧加工規則第三条の六の四号に基づく加工施設の性能検査を含む)として、商用電源喪失を想定した場合の非常用ディーゼル発電機の総合負荷試験を実施する。加工施設の安全機能として安全を確保する上で重要な機能として、非常用ディーゼル発電機が自動で起動し、非常用電源系統に接続されている各設備・機器が正常に作動すること、並びに最終バウンダリである第1種管理区域を設定する建物の負圧が維持されることを確認するものとする。性能検査(非常用ディーゼル発電機の負荷対象か否かの確認を含む)の対象は先行申請含め全ての建物・構築物及び設備・機器である。別添I-2 検査の項目及び方法の3.項の表3-1に検査の方法及び判定基準を示す。

(2) 設計及び工事の方法

設計及び工事の方法を別添Iに示す。

4. 工事工程表

工事工程表を別添IIに示す。

5. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえ、設計及び工事に係る品質マネジメントは、別添IIIに示す保安品質保証計画書に従って行うものとする。

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバーの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

添付 2

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由				
<p style="text-align: center;">追表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表(4次申請:表イ建-1)(2/20)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">変更内容</td> <td style="padding: 5px;"> <p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱脚部重石補強 工場棟転換工場本体の柱脚基礎部を押さえるため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増打ちにより重石補強をする ・鉄骨ブレース新設 工場棟転換工場本体の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレースを新設する ・鉄骨ブレース交換補強 工場棟転換工場本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する ・屋根面鉄骨補強 工場棟転換工場本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する ・柱梁仕口部補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱と梁、又は柱とブレースの仕口部に鋼板などを追設補強する ・柱脚部溶接補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートとを溶接する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟成型工場及び工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁サイディング補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場外壁の損傷及び脱落を防止するために東面、南面及び北面の外壁にサイディングで補強する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために工場棟転換工場本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉及びシャッター交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の鉄扉及び前室のシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する ・鋼板補強 工場棟転換工場原料倉庫の西側外壁の内側に鋼板を追設し補強する ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・折板追設補強 F1 竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する ・折板張替え補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場排気塔の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える ・鉄扉新設 工場棟転換工場本体原料倉庫の既存シャッター及び鉄扉を撤去し、鉄扉(SD-2)を新設する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火壁追設 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界に耐火壁及び鉄扉を追設する ・鋼板新設 内部火災による延焼防止を目的に転換加工室と2階通路の境界に鋼板を新設する <p>1-4. 天井撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転換加工室及び原料倉庫の天井を撤去する </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">111</p>	変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱脚部重石補強 工場棟転換工場本体の柱脚基礎部を押さえるため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増打ちにより重石補強をする ・鉄骨ブレース新設 工場棟転換工場本体の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレースを新設する ・鉄骨ブレース交換補強 工場棟転換工場本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する ・屋根面鉄骨補強 工場棟転換工場本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する ・柱梁仕口部補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱と梁、又は柱とブレースの仕口部に鋼板などを追設補強する ・柱脚部溶接補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートとを溶接する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟成型工場及び工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁サイディング補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場外壁の損傷及び脱落を防止するために東面、南面及び北面の外壁にサイディングで補強する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために工場棟転換工場本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉及びシャッター交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の鉄扉及び前室のシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する ・鋼板補強 工場棟転換工場原料倉庫の西側外壁の内側に鋼板を追設し補強する ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・折板追設補強 F1 竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する ・折板張替え補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場排気塔の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える ・鉄扉新設 工場棟転換工場本体原料倉庫の既存シャッター及び鉄扉を撤去し、鉄扉(SD-2)を新設する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火壁追設 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界に耐火壁及び鉄扉を追設する ・鋼板新設 内部火災による延焼防止を目的に転換加工室と2階通路の境界に鋼板を新設する <p>1-4. 天井撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転換加工室及び原料倉庫の天井を撤去する 	<p style="text-align: center;">追表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表(4次申請:表イ建-1)(2/20)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">変更内容</td> <td style="padding: 5px;"> <p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱脚部重石補強 工場棟転換工場本体の柱脚基礎部を押さえるため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増打ちにより重石補強をする ・鉄骨ブレース新設 工場棟転換工場本体の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレースを新設する ・鉄骨ブレース交換補強 工場棟転換工場本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する ・屋根面鉄骨補強 工場棟転換工場本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する ・柱梁仕口部補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱と梁、又は柱とブレースの仕口部に鋼板などを追設補強する ・柱脚部溶接補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟成型工場及び工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁サイディング補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場外壁の損傷及び脱落を防止するために東面、南面及び北面の外壁にサイディングで補強する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために工場棟転換工場本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉及びシャッター交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の鉄扉及び前室のシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する ・鋼板補強 工場棟転換工場原料倉庫の西側外壁の内側に鋼板を追設し補強する ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・折板追設補強 F1 竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する ・折板張替え補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場排気塔の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える ・鉄扉新設 工場棟転換工場本体原料倉庫の既存シャッター及び鉄扉を撤去し、鉄扉(SD-2)を新設する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火壁追設 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界に耐火壁及び鉄扉を追設する ・鉄扉及びシャッター交換 <u>内部火災による延焼防止を目的に工場棟転換工場の火災区域境界にある鉄扉を交換する</u> ・鋼板新設 内部火災による延焼防止を目的に転換加工室と2階通路の境界に鋼板を新設する ・鉄扉補強 <u>内部火災による延焼防止を目的に工場棟転換工場の火災区域境界にある鉄扉の窓、ガラリを鋼板にて閉塞する</u> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">111</p>	変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱脚部重石補強 工場棟転換工場本体の柱脚基礎部を押さえるため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増打ちにより重石補強をする ・鉄骨ブレース新設 工場棟転換工場本体の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレースを新設する ・鉄骨ブレース交換補強 工場棟転換工場本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する ・屋根面鉄骨補強 工場棟転換工場本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する ・柱梁仕口部補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱と梁、又は柱とブレースの仕口部に鋼板などを追設補強する ・柱脚部溶接補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟成型工場及び工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁サイディング補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場外壁の損傷及び脱落を防止するために東面、南面及び北面の外壁にサイディングで補強する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために工場棟転換工場本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉及びシャッター交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の鉄扉及び前室のシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する ・鋼板補強 工場棟転換工場原料倉庫の西側外壁の内側に鋼板を追設し補強する ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・折板追設補強 F1 竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する ・折板張替え補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場排気塔の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える ・鉄扉新設 工場棟転換工場本体原料倉庫の既存シャッター及び鉄扉を撤去し、鉄扉(SD-2)を新設する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火壁追設 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界に耐火壁及び鉄扉を追設する ・鉄扉及びシャッター交換 <u>内部火災による延焼防止を目的に工場棟転換工場の火災区域境界にある鉄扉を交換する</u> ・鋼板新設 内部火災による延焼防止を目的に転換加工室と2階通路の境界に鋼板を新設する ・鉄扉補強 <u>内部火災による延焼防止を目的に工場棟転換工場の火災区域境界にある鉄扉の窓、ガラリを鋼板にて閉塞する</u> 	<p>鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱脚部重石補強 工場棟転換工場本体の柱脚基礎部を押さえるため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増打ちにより重石補強をする ・鉄骨ブレース新設 工場棟転換工場本体の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレースを新設する ・鉄骨ブレース交換補強 工場棟転換工場本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する ・屋根面鉄骨補強 工場棟転換工場本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する ・柱梁仕口部補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱と梁、又は柱とブレースの仕口部に鋼板などを追設補強する ・柱脚部溶接補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートとを溶接する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟成型工場及び工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁サイディング補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場外壁の損傷及び脱落を防止するために東面、南面及び北面の外壁にサイディングで補強する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために工場棟転換工場本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉及びシャッター交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の鉄扉及び前室のシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する ・鋼板補強 工場棟転換工場原料倉庫の西側外壁の内側に鋼板を追設し補強する ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・折板追設補強 F1 竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する ・折板張替え補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場排気塔の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える ・鉄扉新設 工場棟転換工場本体原料倉庫の既存シャッター及び鉄扉を撤去し、鉄扉(SD-2)を新設する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火壁追設 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界に耐火壁及び鉄扉を追設する ・鋼板新設 内部火災による延焼防止を目的に転換加工室と2階通路の境界に鋼板を新設する <p>1-4. 天井撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転換加工室及び原料倉庫の天井を撤去する 					
変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱脚部重石補強 工場棟転換工場本体の柱脚基礎部を押さえるため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増打ちにより重石補強をする ・鉄骨ブレース新設 工場棟転換工場本体の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレースを新設する ・鉄骨ブレース交換補強 工場棟転換工場本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する ・屋根面鉄骨補強 工場棟転換工場本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する ・柱梁仕口部補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱と梁、又は柱とブレースの仕口部に鋼板などを追設補強する ・柱脚部溶接補強 工場棟転換工場本体及び前室の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟成型工場及び工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐電巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁サイディング補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場外壁の損傷及び脱落を防止するために東面、南面及び北面の外壁にサイディングで補強する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために工場棟転換工場本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉及びシャッター交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の鉄扉及び前室のシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する ・鋼板補強 工場棟転換工場原料倉庫の西側外壁の内側に鋼板を追設し補強する ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・折板追設補強 F1 竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する ・折板張替え補強 F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場排気塔の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える ・鉄扉新設 工場棟転換工場本体原料倉庫の既存シャッター及び鉄扉を撤去し、鉄扉(SD-2)を新設する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火壁追設 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界に耐火壁及び鉄扉を追設する ・鉄扉及びシャッター交換 <u>内部火災による延焼防止を目的に工場棟転換工場の火災区域境界にある鉄扉を交換する</u> ・鋼板新設 内部火災による延焼防止を目的に転換加工室と2階通路の境界に鋼板を新設する ・鉄扉補強 <u>内部火災による延焼防止を目的に工場棟転換工場の火災区域境界にある鉄扉の窓、ガラリを鋼板にて閉塞する</u> 					

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

追表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表(4次申請:表イ建-1)(3/20)

変更内容		<p>改造</p> <p>2. 建物の設計変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 前室を非管理区域から第2種管理区域に変更する <p>3. 非常用設備の変更</p> <p>3-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) <p>3-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>3-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>3-4. 非常用設備の復旧、撤去及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、撤去及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>3-5. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造 仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る <p>3-6. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
員数		1式
一般仕様	型式	本体 : 鉄骨造、一部3階建 前室 : 鉄骨造 屋根 : (本体)折板(二重構造)、(前室)折板(二重構造) 基礎 : (本体)杭基礎、(前室)直接基礎
	主要な構造材	表イ建-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体) [] (排気塔: []) (前室) [] 延べ床面積: 約4,500㎡
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-	-

112

追表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表(4次申請:表イ建-1)(3/20)

変更内容		<p>改造</p> <p>1-4. 天井撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> 転換加工室及び原料倉庫の天井を撤去する <p>2. 建物の設計変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 前室を非管理区域から第2種管理区域に変更する <p>3. 非常用設備の変更</p> <p>3-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) <p>3-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>3-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>3-4. 非常用設備の復旧、撤去、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、撤去、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>3-5. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造 仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る <p>3-6. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧及び改造 仮移設した誘導灯の復旧及び改造により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
員数		1式
一般仕様	型式	本体 : 鉄骨造、一部3階建 前室 : 鉄骨造 屋根 : (本体)折板(二重構造)、(前室)折板(二重構造) 基礎 : (本体)杭基礎、(前室)直接基礎
	主要な構造材	表イ建-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体) [] (排気塔: []) (前室) [] 延べ床面積: 約4,500㎡
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-	-

112

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由		
<p style="text-align: center;">追表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (4次申請:表イ建-1) (4/20)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。 各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):1個(3階) ◦ 感知器(熱):80個(1階:46個、2階:34個) ◦ 感知器(空気管式):18基(1階:4基、3階:14基) ◦ 警報設備(ベル):14個(1階:9個、2階:2個、3階:3個) ・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):13個(1階:8個、2階:2個、3階:3個) ・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:23本(1階:3本、2階:12本、3階:8本) ◦ 粉末消火器20型:1本(1階) ◦ 粉末消火器50型:8本(1階:1本、2階:1本、3階:6本) ◦ 二酸化炭素消火器7型:43本(1階) ◦ 二酸化炭素消火器50型:2本(1階) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-36~38参照 </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。 各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):1個(3階) ◦ 感知器(熱):80個(1階:46個、2階:34個) ◦ 感知器(空気管式):18基(1階:4基、3階:14基) ◦ 警報設備(ベル):14個(1階:9個、2階:2個、3階:3個) ・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):13個(1階:8個、2階:2個、3階:3個) ・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:23本(1階:3本、2階:12本、3階:8本) ◦ 粉末消火器20型:1本(1階) ◦ 粉末消火器50型:8本(1階:1本、2階:1本、3階:6本) ◦ 二酸化炭素消火器7型:43本(1階) ◦ 二酸化炭素消火器50型:2本(1階) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-36~38参照 	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。 各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):1個(3階) ◦ 感知器(熱):80個(1階:46個、2階:34個) ◦ 感知器(空気管式):18基(1階:4基、3階:14基) ◦ 警報設備(ベル):14個(1階:9個、2階:2個、3階:3個) ・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):13個(1階:8個、2階:2個、3階:3個) ・ 設置設備の配置 図リ建-23~25参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:23本(1階:3本、2階:12本、3階:8本) ◦ 粉末消火器20型:1本(1階) ◦ 粉末消火器50型:8本(1階:1本、2階:1本、3階:6本) ◦ 二酸化炭素消火器7型:43本(1階) ◦ 二酸化炭素消火器50型:2本(1階) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-36~38参照 		

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																																																																														
<p style="text-align: center;">追表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表(4次申請:表イ建-1)(15/20)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%;">安全避難通路等</td> <td> <p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <p>位置 図リ建-1~3参照</p> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(60台(1階:44台、2階:9台、3階:7台))及び誘導灯(39個(1階:23個、2階:9個、3階:7個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <p>位置 図リ建-1~3参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</p> <p>誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</p> <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質の貯蔵施設</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄施設</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線管理施設</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td>非常用電源設備</td> <td> <p>[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <p>位置 図リ建-1~3参照</p> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(60台(1階:44台、2階:9台、3階:7台))及び誘導灯(39個(1階:23個、2階:9個、3階:7個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <p>位置 図リ建-1~3参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</p> <p>誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</p> <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>		核燃料物質の貯蔵施設	-		廃棄施設	-		放射線管理施設	-	技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	-	○	無線式	-	-	○	自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	-	○	警報設備(ベル)*5	○	-	○	<p style="text-align: center;">追表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表(4次申請:表イ建-1)(15/20)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%;">安全避難通路等</td> <td> <p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <p>位置 図リ建-1~3参照</p> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(60台(1階:44台、2階:9台、3階:7台))及び誘導灯(40個(1階:23個、2階:10個、3階:7個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <p>位置 図リ建-1~3参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</p> <p>誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</p> <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質の貯蔵施設</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄施設</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線管理施設</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td>非常用電源設備</td> <td> <p>[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <p>位置 図リ建-1~3参照</p> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(60台(1階:44台、2階:9台、3階:7台))及び誘導灯(40個(1階:23個、2階:10個、3階:7個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <p>位置 図リ建-1~3参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</p> <p>誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</p> <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>		核燃料物質の貯蔵施設	-		廃棄施設	-		放射線管理施設	-	技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	-	○	無線式	-	-	○	自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	-	○	警報設備(ベル)*5	○	-	○	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <p>位置 図リ建-1~3参照</p> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(60台(1階:44台、2階:9台、3階:7台))及び誘導灯(39個(1階:23個、2階:9個、3階:7個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <p>位置 図リ建-1~3参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</p> <p>誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</p> <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>																																																																																														
	核燃料物質の貯蔵施設	-																																																																																														
	廃棄施設	-																																																																																														
	放射線管理施設	-																																																																																														
技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	-	○	無線式	-	-	○	自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	-	○	警報設備(ベル)*5	○	-	○																																																														
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																																																																												
非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-																																																																																												
	放送設備*2	○	○	○																																																																																												
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	-	○																																																																																											
		無線式	-	-	○																																																																																											
自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	-	○																																																																																												
	警報設備(ベル)*5	○	-	○																																																																																												
技術基準に基づく設計(注)	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <p>位置 図リ建-1~3参照</p> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(60台(1階:44台、2階:9台、3階:7台))及び誘導灯(40個(1階:23個、2階:10個、3階:7個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <p>位置 図リ建-1~3参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</p> <p>誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</p> <p>[13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。</p>																																																																																														
	核燃料物質の貯蔵施設	-																																																																																														
	廃棄施設	-																																																																																														
	放射線管理施設	-																																																																																														
技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*3</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	-	○	無線式	-	-	○	自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	-	○	警報設備(ベル)*5	○	-	○																																																														
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																																																																												
非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-																																																																																												
	放送設備*2	○	○	○																																																																																												
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	○	-	○																																																																																											
		無線式	-	-	○																																																																																											
自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	-	○																																																																																												
	警報設備(ベル)*5	○	-	○																																																																																												

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																																																																																																																				
<p style="text-align: center;">追表イ設-28(6次) 堰(ADUスクラバ) 仕様表 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">地震による損傷の防止</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;">[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [79] 堰(ADUスクラバ) 第1類 部材: [] アンカーボルト: [] [] ((1)20本、(2)20本)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波による損傷の防止</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人の不法な侵入等の防止</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>閉じ込めの機能</td> <td>[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(〔80〕堰漏水検知警報設備付き)を設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火災等による損傷の防止</td> <td>[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水による損傷の防止</td> <td>[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全避難通路等</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全機能を有する施設</td> <td>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>材料及び構造</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>搬送設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質の貯蔵施設</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警報設備等</td> <td>[18.1-設4] 堰には〔80〕堰漏水検知警報設備を設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線管理施設</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄施設</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質等による汚染の防止</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遮蔽</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>換気設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用電源設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信連絡設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他事業許可で求める仕様</td> <td>[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付図</td> <td>図イ配-1、図イ系-5、図イ設-28、図イ制-52、図イ制配-1【三原燃第20-0695号】</td> </tr> </table> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p> <p>本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み。</p>	技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [79] 堰(ADUスクラバ) 第1類 部材: [] アンカーボルト: [] [] ((1)20本、(2)20本)		津波による損傷の防止	-		外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。		人の不法な侵入等の防止	-		閉じ込めの機能	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(〔80〕堰漏水検知警報設備付き)を設置する。		火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。		溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。		安全避難通路等	-		安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。		材料及び構造	-		搬送設備	-		核燃料物質の貯蔵施設	-		警報設備等	[18.1-設4] 堰には〔80〕堰漏水検知警報設備を設置する。		放射線管理施設	-		廃棄施設	-		核燃料物質等による汚染の防止	-		遮蔽	-		換気設備	-		非常用電源設備	-		通信連絡設備	-		その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。		添付図	図イ配-1、図イ系-5、図イ設-28、図イ制-52、図イ制配-1【三原燃第20-0695号】	<p style="text-align: center;">追表イ設-28(6次) 堰(ADUスクラバ) 仕様表 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">地震による損傷の防止</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;">[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [79] 堰(ADUスクラバ) 第1類 部材: [] アンカーボルト: [] [] (新規) ((1)20本、(2)20本)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波による損傷の防止</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人の不法な侵入等の防止</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>閉じ込めの機能</td> <td>[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(〔80〕堰漏水検知警報設備付き)を設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火災等による損傷の防止</td> <td>[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水による損傷の防止</td> <td>[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全避難通路等</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全機能を有する施設</td> <td>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>材料及び構造</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>搬送設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質の貯蔵施設</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警報設備等</td> <td>[18.1-設4] 堰には〔80〕堰漏水検知警報設備を設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線管理施設</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄施設</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質等による汚染の防止</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遮蔽</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>換気設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用電源設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信連絡設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他事業許可で求める仕様</td> <td>[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付図</td> <td>図イ配-1、図イ系-5、図イ設-28、図イ制-52、図イ制配-1【三原燃第20-0695号】</td> </tr> </table> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p> <p>本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み。</p>	技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [79] 堰(ADUスクラバ) 第1類 部材: [] アンカーボルト: [] [] (新規) ((1)20本、(2)20本)		津波による損傷の防止	-		外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。		人の不法な侵入等の防止	-		閉じ込めの機能	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(〔80〕堰漏水検知警報設備付き)を設置する。		火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。		溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。		安全避難通路等	-		安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。		材料及び構造	-		搬送設備	-		核燃料物質の貯蔵施設	-		警報設備等	[18.1-設4] 堰には〔80〕堰漏水検知警報設備を設置する。		放射線管理施設	-		廃棄施設	-		核燃料物質等による汚染の防止	-		遮蔽	-		換気設備	-		非常用電源設備	-		通信連絡設備	-		その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。		添付図	図イ配-1、図イ系-5、図イ設-28、図イ制-52、図イ制配-1【三原燃第20-0695号】	<p>変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [79] 堰(ADUスクラバ) 第1類 部材: [] アンカーボルト: [] [] ((1)20本、(2)20本)																																																																																																																																				
	津波による損傷の防止	-																																																																																																																																				
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。																																																																																																																																				
	人の不法な侵入等の防止	-																																																																																																																																				
	閉じ込めの機能	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(〔80〕堰漏水検知警報設備付き)を設置する。																																																																																																																																				
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。																																																																																																																																				
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。																																																																																																																																				
	安全避難通路等	-																																																																																																																																				
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。																																																																																																																																				
	材料及び構造	-																																																																																																																																				
	搬送設備	-																																																																																																																																				
	核燃料物質の貯蔵施設	-																																																																																																																																				
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には〔80〕堰漏水検知警報設備を設置する。																																																																																																																																				
	放射線管理施設	-																																																																																																																																				
	廃棄施設	-																																																																																																																																				
	核燃料物質等による汚染の防止	-																																																																																																																																				
	遮蔽	-																																																																																																																																				
	換気設備	-																																																																																																																																				
	非常用電源設備	-																																																																																																																																				
	通信連絡設備	-																																																																																																																																				
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。																																																																																																																																				
	添付図	図イ配-1、図イ系-5、図イ設-28、図イ制-52、図イ制配-1【三原燃第20-0695号】																																																																																																																																				
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [79] 堰(ADUスクラバ) 第1類 部材: [] アンカーボルト: [] [] (新規) ((1)20本、(2)20本)																																																																																																																																				
	津波による損傷の防止	-																																																																																																																																				
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。																																																																																																																																				
	人の不法な侵入等の防止	-																																																																																																																																				
	閉じ込めの機能	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(〔80〕堰漏水検知警報設備付き)を設置する。																																																																																																																																				
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。																																																																																																																																				
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。																																																																																																																																				
	安全避難通路等	-																																																																																																																																				
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。																																																																																																																																				
	材料及び構造	-																																																																																																																																				
	搬送設備	-																																																																																																																																				
	核燃料物質の貯蔵施設	-																																																																																																																																				
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には〔80〕堰漏水検知警報設備を設置する。																																																																																																																																				
	放射線管理施設	-																																																																																																																																				
	廃棄施設	-																																																																																																																																				
	核燃料物質等による汚染の防止	-																																																																																																																																				
	遮蔽	-																																																																																																																																				
	換気設備	-																																																																																																																																				
	非常用電源設備	-																																																																																																																																				
	通信連絡設備	-																																																																																																																																				
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。																																																																																																																																				
	添付図	図イ配-1、図イ系-5、図イ設-28、図イ制-52、図イ制配-1【三原燃第20-0695号】																																																																																																																																				

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)		変更後		変更理由																															
<p>追表イ設-35(6次) リサイクル粉受けホッパ 仕様表 (1/2)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業許可との対応</td> <td>許可番号(日付) 設備・機器名称</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (90) 焙焼還元設備 リサイクル粉受けホッパ (91) 焙焼還元設備 スクリューフィーダ</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">焙焼還元設備 リサイクル粉受けホッパ (1) リサイクル粉受けホッパ(1) (2) リサイクル粉受けホッパ(2)</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2"> (1) 改造 ・ 設備保全のため、リサイクル粉受けホッパを撤去し、新設する。 ・ 火災対策のため、スクリーンフィーダ減速機にオイルパンを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、スクリーンフィーダに核的制限値を設定する。 ・ 火災対策のため、ロータリバルブにオイルパンを設置する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため、部材の追加及び据付部を改造する。 ・ 火災対策のため、スクリーンフィーダ減速機にオイルパンを設置する。 ・ 火災対策のため、ピンブレイカ減速機にオイルパンを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、スクリーンフィーダに核的制限値を設定する。 ・ 耐震補強のためスクリーンフィーダに部材の追加及び据付部を改造する。 </td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td colspan="2">2基 (1) 1基 (2) 1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>円筒縦型</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表イ設-35【三原燃第20-0695号】</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td>(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>リサイクル粉末配管系統、窒素配管系統(逆止弁含む)</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術基準に基づく設計(注)</td> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>ADU粉末、U₃O₈粉末、UO₂粉末</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td> (90) [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 <u>[4.2-設6]工場棟領域に設置する。</u> 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。 (91) [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-28) <u>[4.2-設6]工場棟領域に設置する。</u> 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。</td> </tr> </table>		事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (90) 焙焼還元設備 リサイクル粉受けホッパ (91) 焙焼還元設備 スクリューフィーダ	設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室		機器名	焙焼還元設備 リサイクル粉受けホッパ (1) リサイクル粉受けホッパ(1) (2) リサイクル粉受けホッパ(2)		変更内容	(1) 改造 ・ 設備保全のため、リサイクル粉受けホッパを撤去し、新設する。 ・ 火災対策のため、スクリーンフィーダ減速機にオイルパンを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、スクリーンフィーダに核的制限値を設定する。 ・ 火災対策のため、ロータリバルブにオイルパンを設置する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため、部材の追加及び据付部を改造する。 ・ 火災対策のため、スクリーンフィーダ減速機にオイルパンを設置する。 ・ 火災対策のため、ピンブレイカ減速機にオイルパンを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、スクリーンフィーダに核的制限値を設定する。 ・ 耐震補強のためスクリーンフィーダに部材の追加及び据付部を改造する。		員数	2基 (1) 1基 (2) 1基		一般仕様	型式	円筒縦型	主要な構造材	別表イ設-35【三原燃第20-0695号】	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>	その他の構成機器	リサイクル粉末配管系統、窒素配管系統(逆止弁含む)	その他の性能	-	技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ 粉末	核燃料物質の臨界防止	(90) [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 <u>[4.2-設6]工場棟領域に設置する。</u> 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。 (91) [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-28) <u>[4.2-設6]工場棟領域に設置する。</u> 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。
事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (90) 焙焼還元設備 リサイクル粉受けホッパ (91) 焙焼還元設備 スクリューフィーダ																																	
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室																																		
機器名	焙焼還元設備 リサイクル粉受けホッパ (1) リサイクル粉受けホッパ(1) (2) リサイクル粉受けホッパ(2)																																		
変更内容	(1) 改造 ・ 設備保全のため、リサイクル粉受けホッパを撤去し、新設する。 ・ 火災対策のため、スクリーンフィーダ減速機にオイルパンを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、スクリーンフィーダに核的制限値を設定する。 ・ 火災対策のため、ロータリバルブにオイルパンを設置する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため、部材の追加及び据付部を改造する。 ・ 火災対策のため、スクリーンフィーダ減速機にオイルパンを設置する。 ・ 火災対策のため、ピンブレイカ減速機にオイルパンを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、スクリーンフィーダに核的制限値を設定する。 ・ 耐震補強のためスクリーンフィーダに部材の追加及び据付部を改造する。																																		
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基																																		
一般仕様	型式	円筒縦型																																	
	主要な構造材	別表イ設-35【三原燃第20-0695号】																																	
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>																																	
	その他の構成機器	リサイクル粉末配管系統、窒素配管系統(逆止弁含む)																																	
	その他の性能	-																																	
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ 粉末																																	
	核燃料物質の臨界防止	(90) [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 <u>[4.2-設6]工場棟領域に設置する。</u> 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。 (91) [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-28) <u>[4.2-設6]工場棟領域に設置する。</u> 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。																																	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。																																	

 追表イ設-35(6次) リサイクル粉受けホッパ 仕様表 (1/2) | | | | |---------------|--|--| | 事業許可との対応 | 許可番号(日付)
設備・機器名称 | 原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
(90) 焙焼還元設備 リサイクル粉受けホッパ
(91) 焙焼還元設備 スクリューフィーダ | | 設置場所 | (1) 工場棟 転換工場 転換加工室
(2) 工場棟 転換工場 転換加工室 | | | 機器名 | 焙焼還元設備 リサイクル粉受けホッパ
(1) リサイクル粉受けホッパ(1)
(2) リサイクル粉受けホッパ(2) | | | 変更内容 | (1) 改造
・ 設備保全のため、リサイクル粉受けホッパを撤去し、新設する。
・ 火災対策のため、スクリーンフィーダ減速機にオイルパンを設置する。
・ 臨界管理強化のため、スクリーンフィーダに核的制限値を設定する。
・ 火災対策のため、ロータリバルブにオイルパンを設置する。
・ <u>設備保全のため、スクリーンフィーダケーシングを撤去し、新設する。</u>
(2) 改造
・ 耐震補強のため、部材の追加及び据付部を改造する。
・ 火災対策のため、スクリーンフィーダ減速機にオイルパンを設置する。
・ 火災対策のため、ピンブレイカ減速機にオイルパンを設置する。
・ 臨界管理強化のため、スクリーンフィーダに核的制限値を設定する。
・ 耐震補強のためスクリーンフィーダに部材の追加及び据付部を改造する。
・ <u>設備保全のため、スクリーンフィーダケーシングを撤去し、新設する。</u> | | | 員数 | 2基
(1) 1基
(2) 1基 | | | 一般仕様 | 型式 | 円筒縦型 | | | 主要な構造材 | 別表イ設-35【三原燃第20-0695号】 | | | 寸法(単位:mm) | (1) <input type="text"/>
(2) <input type="text"/> | | | その他の構成機器 | リサイクル粉末配管系統、窒素配管系統(逆止弁含む) | | | その他の性能 | - | | 技術基準に基づく設計(注) | 取扱う核燃料物質の状態 | ADU粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ 粉末 | | | 核燃料物質の臨界防止 | (90)
[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
濃縮度 5%以下
直径 25.1cm以下
[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。
<u>[4.2-設6]工場棟領域に設置する。</u>
第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。
(91)
[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
濃縮度 5%以下
直径 25.1cm以下
[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。
(図臨配-2、図臨転-28)
<u>[4.2-設6]工場棟領域に設置する。</u>
第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。 | | | 安全機能を有する施設の地盤 | [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。 | | | 変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。 |

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)		変更後		変更理由
追表イ設-36(6次) ポリユーマ 仕様表 (1/2)		追表イ設-36(6次) ポリユーマ 仕様表 (1/2)		変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	
設置場所	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [92] 焙焼還元設備 ポリユーマ [93] 焙焼還元設備 スクリューフィーダ	設置場所	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [92] 焙焼還元設備 ポリユーマ [93] 焙焼還元設備 スクリューフィーダ	
機器名	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	機器名	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
変更内容	焙焼還元設備 ポリユーマ (1) ポリユーマ(1) (2) ポリユーマ(2)	変更内容	焙焼還元設備 ポリユーマ (1) ポリユーマ(1) (2) ポリユーマ(2)	
員数	(1) 改造 ・設備保全のため、ポリユーマを撤去し、新設する。 ・臨界管理強化のため、スクリューフィーダに核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・設備保全のため、ポリユーマを撤去し、新設する。 ・臨界管理強化のため、スクリューフィーダに核的制限値を設定する。 ・火災対策のため、スクリューフィーダにオイルパンを設置する。 ・火災対策のため、ピンスクレーパーにオイルパンを設置する。	員数	(1) 改造 ・設備保全のため、ポリユーマを撤去し、新設する。 ・臨界管理強化のため、スクリューフィーダに核的制限値を設定する。 ・ <u>火災対策のため、スクリューフィーダにオイルパンを設置する。</u> (2) 改造 ・設備保全のため、ポリユーマを撤去し、新設する。 ・臨界管理強化のため、スクリューフィーダに核的制限値を設定する。 ・火災対策のため、スクリューフィーダにオイルパンを設置する。 ・火災対策のため、ピンスクレーパーにオイルパンを設置する。	
一般仕様	型式	2基 (1) 1基 (2) 1基	型式	2基 (1) 1基 (2) 1基
	主要な構造材	円筒縦型	主要な構造材	円筒縦型
	寸法(単位:mm)	別表イ設-36【三原燃第20-0695号】	寸法(単位:mm)	別表イ設-36【三原燃第20-0695号】
	その他の構成機器	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>	その他の構成機器	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の性能	粉末配管系統、窒素配管系統	その他の性能	粉末配管系統、窒素配管系統
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ 粉末	取扱う核燃料物質の状態	ADU粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	[92] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 <u>[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</u> [93] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.1-設4] 減速度制限値逸脱を防止するため、(100)ロータリーキルン温度低インターロックを設置する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-29) <u>[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</u>	核燃料物質の臨界防止	[92] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 <u>[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</u> [93] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.1-設4] 減速度制限値逸脱を防止するため、(100)ロータリーキルン温度低インターロックを設置する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-29) <u>[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

追表イ設-49(6次) 粉末充填ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{130} 濃縮度混合設備 粉末充填ボックス
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 粉末充填ボックス	
変更内容	改造 ・耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	明け替え式
	主要な構造材	別表イ設-49【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	濃調設備共通架台
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{130} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU 以下 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-40) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

306

変更後

追表イ設-49(6次) 粉末充填ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{130} 濃縮度混合設備 粉末充填ボックス
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 粉末充填ボックス	
変更内容	改造 ・耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・ <u>臨界防止のため消火水侵入防止機構を追加する。</u>	
員数	1基	
一般仕様	型式	明け替え式
	主要な構造材	別表イ設-49【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	濃調設備共通架台
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{130} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU 以下 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-40) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

306

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可) 変更後 変更理由

追表イ設-55(6次) バックアップフィルタ(粉末輸送装置①) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (137)バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)※1 第1類 支持脚部材: <input type="checkbox"/> 支持脚アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ(高性能エアフィルタ)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-8、図イ設-55【三原燃第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み。

追表イ設-55(6次) バックアップフィルタ(粉末輸送装置①) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (137)バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)※1 第1類 支持脚部材: <input type="checkbox"/> 支持脚アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規) ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ(高性能エアフィルタ)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-8、図イ設-55【三原燃第20-0695号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み。

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																																																																																																																				
<p style="text-align: center;">追表イ設-80(6次) 箱形乾燥機 仕様表 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">地震による損傷の防止</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;">[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (180)箱形乾燥機 第2類 箱形乾燥機部材：<input type="text"/>、<input type="text"/> 箱形乾燥機取付ボルト：<input type="text"/>、<input type="text"/> (1基分) 計2基 箱形乾燥機架台部材：<input type="text"/>、<input type="text"/> 箱形乾燥機架台アンカーボルト：<input type="text"/>、<input type="text"/> (1基分) 計2基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波による損傷の防止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人の不法な侵入等の防止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>閉じ込めの機能</td> <td>[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止ピン)。 [10.1-設31] 排気は局所排気系統に接続し、内部は設置雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧を維持する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火災等による損傷の防止</td> <td>[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水による損傷の防止</td> <td>[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全避難通路等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全機能を有する施設</td> <td>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>材料及び構造</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>搬送設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質の貯蔵施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警報設備等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線管理施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質等による汚染の防止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遮蔽</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>換気設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用電源設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信連絡設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他事業許可で求める仕様</td> <td>[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付図</td> <td>図イ配-1、図イ設-80【三原燃第20-0695号】</td> </tr> </table> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p> <p>本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み。</p>	技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (180)箱形乾燥機 第2類 箱形乾燥機部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 箱形乾燥機取付ボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (1基分) 計2基 箱形乾燥機架台部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 箱形乾燥機架台アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (1基分) 計2基		津波による損傷の防止	—		外部からの衝撃による損傷の防止	—		人の不法な侵入等の防止	—		閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止ピン)。 [10.1-設31] 排気は局所排気系統に接続し、内部は設置雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧を維持する。		火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。		溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。		安全避難通路等	—		安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。		材料及び構造	—		搬送設備	—		核燃料物質の貯蔵施設	—		警報設備等	—		放射線管理施設	—		廃棄施設	—		核燃料物質等による汚染の防止	—		遮蔽	—		換気設備	—		非常用電源設備	—		通信連絡設備	—		その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。		添付図	図イ配-1、図イ設-80【三原燃第20-0695号】	<p style="text-align: center;">追表イ設-80(6次) 箱形乾燥機 仕様表 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">地震による損傷の防止</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;">[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (180)箱形乾燥機 第2類 箱形乾燥機部材：<input type="text"/>、<input type="text"/> 箱形乾燥機取付ボルト：<input type="text"/>、<input type="text"/> (1基分) 計2基 箱形乾燥機架台部材：<input type="text"/>、<input type="text"/> 箱形乾燥機架台アンカーボルト：<input type="text"/>、<input type="text"/> 新規 (1基分) 計2基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波による損傷の防止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人の不法な侵入等の防止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>閉じ込めの機能</td> <td>[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止ピン)。 [10.1-設31] 排気は局所排気系統に接続し、内部は設置雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧を維持する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火災等による損傷の防止</td> <td>[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溢水による損傷の防止</td> <td>[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全避難通路等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全機能を有する施設</td> <td>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>材料及び構造</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>搬送設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質の貯蔵施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警報設備等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線管理施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質等による汚染の防止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遮蔽</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>換気設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用電源設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信連絡設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他事業許可で求める仕様</td> <td>[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付図</td> <td>図イ配-1、図イ設-80【三原燃第20-0695号】</td> </tr> </table> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p> <p>本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み。</p>	技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (180)箱形乾燥機 第2類 箱形乾燥機部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 箱形乾燥機取付ボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (1基分) 計2基 箱形乾燥機架台部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 箱形乾燥機架台アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 新規 (1基分) 計2基		津波による損傷の防止	—		外部からの衝撃による損傷の防止	—		人の不法な侵入等の防止	—		閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止ピン)。 [10.1-設31] 排気は局所排気系統に接続し、内部は設置雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧を維持する。		火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。		溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。		安全避難通路等	—		安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。		材料及び構造	—		搬送設備	—		核燃料物質の貯蔵施設	—		警報設備等	—		放射線管理施設	—		廃棄施設	—		核燃料物質等による汚染の防止	—		遮蔽	—		換気設備	—		非常用電源設備	—		通信連絡設備	—		その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。		添付図	図イ配-1、図イ設-80【三原燃第20-0695号】	<p>変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (180)箱形乾燥機 第2類 箱形乾燥機部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 箱形乾燥機取付ボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (1基分) 計2基 箱形乾燥機架台部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 箱形乾燥機架台アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (1基分) 計2基																																																																																																																																				
	津波による損傷の防止	—																																																																																																																																				
	外部からの衝撃による損傷の防止	—																																																																																																																																				
	人の不法な侵入等の防止	—																																																																																																																																				
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止ピン)。 [10.1-設31] 排気は局所排気系統に接続し、内部は設置雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧を維持する。																																																																																																																																				
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。																																																																																																																																				
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。																																																																																																																																				
	安全避難通路等	—																																																																																																																																				
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。																																																																																																																																				
	材料及び構造	—																																																																																																																																				
	搬送設備	—																																																																																																																																				
	核燃料物質の貯蔵施設	—																																																																																																																																				
	警報設備等	—																																																																																																																																				
	放射線管理施設	—																																																																																																																																				
	廃棄施設	—																																																																																																																																				
	核燃料物質等による汚染の防止	—																																																																																																																																				
	遮蔽	—																																																																																																																																				
	換気設備	—																																																																																																																																				
	非常用電源設備	—																																																																																																																																				
	通信連絡設備	—																																																																																																																																				
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。																																																																																																																																				
	添付図	図イ配-1、図イ設-80【三原燃第20-0695号】																																																																																																																																				
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (180)箱形乾燥機 第2類 箱形乾燥機部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 箱形乾燥機取付ボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (1基分) 計2基 箱形乾燥機架台部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 箱形乾燥機架台アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 新規 (1基分) 計2基																																																																																																																																				
	津波による損傷の防止	—																																																																																																																																				
	外部からの衝撃による損傷の防止	—																																																																																																																																				
	人の不法な侵入等の防止	—																																																																																																																																				
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止ピン)。 [10.1-設31] 排気は局所排気系統に接続し、内部は設置雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧を維持する。																																																																																																																																				
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。																																																																																																																																				
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。																																																																																																																																				
	安全避難通路等	—																																																																																																																																				
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。																																																																																																																																				
	材料及び構造	—																																																																																																																																				
	搬送設備	—																																																																																																																																				
	核燃料物質の貯蔵施設	—																																																																																																																																				
	警報設備等	—																																																																																																																																				
	放射線管理施設	—																																																																																																																																				
	廃棄施設	—																																																																																																																																				
	核燃料物質等による汚染の防止	—																																																																																																																																				
	遮蔽	—																																																																																																																																				
	換気設備	—																																																																																																																																				
	非常用電源設備	—																																																																																																																																				
	通信連絡設備	—																																																																																																																																				
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。																																																																																																																																				
	添付図	図イ配-1、図イ設-80【三原燃第20-0695号】																																																																																																																																				

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																																																								
<p style="text-align: center;">追表イ設-102(6次)ろ過器(中間槽)仕様表(1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事業許可との対応</td> <td>許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設備・機器名称</td> <td>{215} ウラン回収設備(第2系列)ろ過器</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">ウラン回収設備(第2系列)ろ過器(中間槽) (1) ろ過器(中間槽)(1) (2) ろ過器(中間槽)(2)</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2">(1) 変更なし (2) 変更なし</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td colspan="2">2基 (1) 1基 (2) 1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>カートリッジフィルタ式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表イ設-102【三原燃第20-0695号】</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td>(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">技術基準に基づく設計(注)</td> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>UO₂(NO₂)₂溶液、(UO₂粉末)</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>{215} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-84) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td>[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。</td> </tr> </table>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)		設備・機器名称	{215} ウラン回収設備(第2系列)ろ過器	設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室		機器名	ウラン回収設備(第2系列)ろ過器(中間槽) (1) ろ過器(中間槽)(1) (2) ろ過器(中間槽)(2)		変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし		員数	2基 (1) 1基 (2) 1基		一般仕様	型式	カートリッジフィルタ式	主要な構造材	別表イ設-102【三原燃第20-0695号】	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>	その他の構成機器	-	その他の性能	-	技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₂) ₂ 溶液、(UO ₂ 粉末)	核燃料物質の臨界防止	{215} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-84) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。	<p style="text-align: center;">追表イ設-102(6次)ろ過器(中間槽)仕様表(1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事業許可との対応</td> <td>許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設備・機器名称</td> <td>{215} ウラン回収設備(第2系列)ろ過器</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">ウラン回収設備(第2系列)ろ過器(中間槽) (1) ろ過器(中間槽)(1) (2) ろ過器(中間槽)(2)</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2">(1) <u>改造</u> ・他設備との干渉回避のため、設置位置を変更(移設)する。 (2) <u>改造</u> ・他設備との干渉回避のため、設置位置を変更(移設)する。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td colspan="2">2基 (1) 1基 (2) 1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>カートリッジフィルタ式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表イ設-102【三原燃第20-0695号】</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td>(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">技術基準に基づく設計(注)</td> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>UO₂(NO₂)₂溶液、(UO₂粉末)</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>{215} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-84) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td>[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。</td> </tr> </table>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)		設備・機器名称	{215} ウラン回収設備(第2系列)ろ過器	設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室		機器名	ウラン回収設備(第2系列)ろ過器(中間槽) (1) ろ過器(中間槽)(1) (2) ろ過器(中間槽)(2)		変更内容	(1) <u>改造</u> ・他設備との干渉回避のため、設置位置を変更(移設)する。 (2) <u>改造</u> ・他設備との干渉回避のため、設置位置を変更(移設)する。		員数	2基 (1) 1基 (2) 1基		一般仕様	型式	カートリッジフィルタ式	主要な構造材	別表イ設-102【三原燃第20-0695号】	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>	その他の構成機器	-	その他の性能	-	技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₂) ₂ 溶液、(UO ₂ 粉末)	核燃料物質の臨界防止	{215} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-84) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。	<p>変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																								
	設備・機器名称	{215} ウラン回収設備(第2系列)ろ過器																																																																								
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室																																																																									
機器名	ウラン回収設備(第2系列)ろ過器(中間槽) (1) ろ過器(中間槽)(1) (2) ろ過器(中間槽)(2)																																																																									
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし																																																																									
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基																																																																									
一般仕様	型式	カートリッジフィルタ式																																																																								
	主要な構造材	別表イ設-102【三原燃第20-0695号】																																																																								
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>																																																																								
	その他の構成機器	-																																																																								
	その他の性能	-																																																																								
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₂) ₂ 溶液、(UO ₂ 粉末)																																																																								
	核燃料物質の臨界防止	{215} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-84) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。																																																																								
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。																																																																								
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																								
	設備・機器名称	{215} ウラン回収設備(第2系列)ろ過器																																																																								
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室																																																																									
機器名	ウラン回収設備(第2系列)ろ過器(中間槽) (1) ろ過器(中間槽)(1) (2) ろ過器(中間槽)(2)																																																																									
変更内容	(1) <u>改造</u> ・他設備との干渉回避のため、設置位置を変更(移設)する。 (2) <u>改造</u> ・他設備との干渉回避のため、設置位置を変更(移設)する。																																																																									
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基																																																																									
一般仕様	型式	カートリッジフィルタ式																																																																								
	主要な構造材	別表イ設-102【三原燃第20-0695号】																																																																								
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>																																																																								
	その他の構成機器	-																																																																								
	その他の性能	-																																																																								
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₂) ₂ 溶液、(UO ₂ 粉末)																																																																								
	核燃料物質の臨界防止	{215} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-84) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。																																																																								
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。																																																																								

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)		変更後		変更理由
追表イ設-105(6次) 洗浄液受槽 仕様表 (1/2)		追表イ設-105(6次) 洗浄液受槽 仕様表 (1/2)		変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	
設置場所	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (221) ウラン回収設備(第2系列) 洗浄液受槽 (222) ウラン回収設備(第2系列) 洗浄液受槽液位高インターロック	設置場所	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (221) ウラン回収設備(第2系列) 洗浄液受槽 (222) ウラン回収設備(第2系列) 洗浄液受槽液位高インターロック	
機器名	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室	機器名	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室	
変更内容	ウラン回収設備(第2系列) 洗浄液受槽 (1) 洗浄液受槽(1) (2) 洗浄液受槽(2)	変更内容	ウラン回収設備(第2系列) 洗浄液受槽 (1) 洗浄液受槽(1) (2) 洗浄液受槽(2)	
員数	(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(*1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(*1) *1: (222) 洗浄液受槽液位高インターロックを新設する。	員数	(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(*1) ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。 ・ <u>他設備との干渉回避のため、設置位置を変更(移設)する。</u> (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(*1) *1: (222) 洗浄液受槽液位高インターロックを新設する。	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法(単位:mm) その他の構成機器 その他の性能 取扱う核燃料物質の状態	一般仕様	型式 主要な構造材 寸法(単位:mm) その他の構成機器 その他の性能 取扱う核燃料物質の状態	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤	技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤	

追表イ設-105(6次) 洗浄液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 (221) 洗浄液受槽(1) 第1類 洗浄液受槽(1)部材: <input type="text"/> 洗浄液受槽(1)取付ボルト: <input type="text"/> 洗浄液受槽(1)架台部材: <input type="text"/> 洗浄液受槽(1)架台アンカーボルト: <input type="text"/> (221) 洗浄液受槽(2) 第1類 洗浄液受槽(2)部材: <input type="text"/> 洗浄液受槽(2)取付ボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照) [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設7] 液体状のウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体状のウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、(222) 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(210) 堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設38] 液体状のウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には(210) 堰漏水検知警報設備を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、(222) 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ系-補1、図イ設-105、図イ制-42、図イ制配-4【三原燃第20-0695号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 [] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み。

追表イ設-105(6次) 洗浄液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 (221) 洗浄液受槽(1) 第1類 洗浄液受槽(1)部材: <input type="text"/> 洗浄液受槽(1)取付ボルト: <input type="text"/> 洗浄液受槽(1)架台部材: <input type="text"/> 洗浄液受槽(1)架台アンカーボルト: <input type="text"/> (新規) (221) 洗浄液受槽(2) 第1類 洗浄液受槽(2)部材: <input type="text"/> 洗浄液受槽(2)取付ボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照) [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設7] 液体状のウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体状のウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、(222) 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(210) 堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設38] 液体状のウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には(210) 堰漏水検知警報設備を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、(222) 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ系-補1、図イ設-105、図イ制-42、図イ制配-4【三原燃第20-0695号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 [] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み。

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

追表イ設-110(6次) 清澄液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{231} ウラン回収設備(第2系列) 清澄液受槽 {232} ウラン回収設備(第2系列) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) 清澄液受槽	
変更内容	改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(*1) *1: {232} 液位高警報設備を新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	角型
	主要な構造材	別表イ設-110【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	清澄液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="checkbox"/> L
取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{232} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

追表イ設-110(6次) 清澄液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{231} ウラン回収設備(第2系列) 清澄液受槽 {232} ウラン回収設備(第2系列) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) 清澄液受槽	
変更内容	改造 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(*1) ・ <u>他設備との干渉回避のため、設置位置を変更(移設)する。</u> *1: {232} 液位高警報設備を新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	角型
	主要な構造材	別表イ設-110【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	清澄液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="checkbox"/> L
取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{232} 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																																																										
<p style="text-align: center;">追表イ設-121(6次) 回転混合機 仕様表 (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事業許可との対応</td> <td>許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td>設備・機器名称</td> <td colspan="2"> [245] ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機 [246] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(粉末投入用)(回転混合機) [247] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(回転混合機) </td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">付属建物 除染室・分析室 作業室(2)</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2"> 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。 </td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td colspan="2">1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>回転揺動式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表イ設-121【三原燃第20-0695号】</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>減速機</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術基準に基づく設計(注)</td> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>UO₂粉末、U₃O₈粉末</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td> [245]・[246] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-99) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。</td> </tr> </table>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	設備・機器名称	[245] ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機 [246] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(粉末投入用)(回転混合機) [247] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(回転混合機)		設置場所	付属建物 除染室・分析室 作業室(2)		機器名	ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機		変更内容	改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。		員数	1基		一般仕様	型式	回転揺動式	主要な構造材	別表イ設-121【三原燃第20-0695号】	寸法(単位:mm)		その他の構成機器	減速機	その他の性能	-	技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末	核燃料物質の臨界防止	[245]・[246] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-99) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。	<p style="text-align: center;">追表イ設-121(6次) 回転混合機 仕様表 (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事業許可との対応</td> <td>許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td>設備・機器名称</td> <td colspan="2"> [245] ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機 [246] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(粉末投入用)(回転混合機) [247] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(回転混合機) </td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">付属建物 除染室・分析室 作業室(2)</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2"> 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・<u>臨界防止のため消火水侵入防止機構を追加する。</u> </td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td colspan="2">1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>回転揺動式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表イ設-121【三原燃第20-0695号】</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>減速機</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術基準に基づく設計(注)</td> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>UO₂粉末、U₃O₈粉末</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td> [245]・[246] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-99) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。</td> </tr> </table>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	設備・機器名称	[245] ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機 [246] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(粉末投入用)(回転混合機) [247] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(回転混合機)		設置場所	付属建物 除染室・分析室 作業室(2)		機器名	ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機		変更内容	改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ <u>臨界防止のため消火水侵入防止機構を追加する。</u>		員数	1基		一般仕様	型式	回転揺動式	主要な構造材	別表イ設-121【三原燃第20-0695号】	寸法(単位:mm)		その他の構成機器	減速機	その他の性能	-	技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末	核燃料物質の臨界防止	[245]・[246] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-99) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。	<p>変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																										
設備・機器名称	[245] ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機 [246] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(粉末投入用)(回転混合機) [247] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(回転混合機)																																																																											
設置場所	付属建物 除染室・分析室 作業室(2)																																																																											
機器名	ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機																																																																											
変更内容	改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。																																																																											
員数	1基																																																																											
一般仕様	型式	回転揺動式																																																																										
	主要な構造材	別表イ設-121【三原燃第20-0695号】																																																																										
	寸法(単位:mm)																																																																											
	その他の構成機器	減速機																																																																										
	その他の性能	-																																																																										
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末																																																																										
	核燃料物質の臨界防止	[245]・[246] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-99) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。																																																																										
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。																																																																										
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																										
設備・機器名称	[245] ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機 [246] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(粉末投入用)(回転混合機) [247] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(回転混合機)																																																																											
設置場所	付属建物 除染室・分析室 作業室(2)																																																																											
機器名	ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機																																																																											
変更内容	改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ <u>臨界防止のため消火水侵入防止機構を追加する。</u>																																																																											
員数	1基																																																																											
一般仕様	型式	回転揺動式																																																																										
	主要な構造材	別表イ設-121【三原燃第20-0695号】																																																																										
	寸法(単位:mm)																																																																											
	その他の構成機器	減速機																																																																										
	その他の性能	-																																																																										
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末																																																																										
	核燃料物質の臨界防止	[245]・[246] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-99) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。																																																																										
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。																																																																										

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																																																
<p style="text-align: center;">追表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (1/6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">許可との対応</td> <td style="width: 10%;">許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設備・機器名称</td> <td>[844]建物 加工棟 成型工場 [845]堰(内部止水止水用) [890,891]非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 [890,892]非常用設備 非常用通報設備 放送設備 [890,893]非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 [894,895]非常用設備 消火設備 屋外消火栓 [894,898]非常用設備 消火設備 消火器 [899,900]非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 [899,901]非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 [902,903]非常用設備 緊急対策設備 非常灯 [902,904]非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 [902,905]非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">敷地内建物配置図(図ハ建-1)参照</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">加工棟 成型工場</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2"> 改造 ・構造スリットの追設 耐震性能向上のために改造を行う ・壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・垂壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・炭素繊維シート補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・鉄扉及びシャッター補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・方杖追設補強 耐震性能向上のために改造を行う ・鋼板補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・堰(内部止水止水用)の新設 第1種管理区域外への溢水漏えい防止のために改造を行う ・安全避難通路の増設 建屋内の人員を安全に避難させるために設置する ・通信連絡設備(電話設備)の増設 通信連絡設備の多様性を確保するために電話設備(無線式)を設置する ・消火設備(消火器)の増設 更なる安全裕度向上のため加工棟成型工場前室(1)に消火器を増設する。 </td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td colspan="2">1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄筋コンクリート造、2階建 連絡通路 : 鉄骨造 平屋</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表ハ建-2に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:m)</td> <td>(本体) [] (排気塔: 約 []) (連絡通路) [] 延べ床面積約 1,900㎡</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table>	許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)		設備・機器名称	[844]建物 加工棟 成型工場 [845]堰(内部止水止水用) [890,891]非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 [890,892]非常用設備 非常用通報設備 放送設備 [890,893]非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 [894,895]非常用設備 消火設備 屋外消火栓 [894,898]非常用設備 消火設備 消火器 [899,900]非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 [899,901]非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 [902,903]非常用設備 緊急対策設備 非常灯 [902,904]非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 [902,905]非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路	設置場所	敷地内建物配置図(図ハ建-1)参照		機器名	加工棟 成型工場		変更内容	改造 ・構造スリットの追設 耐震性能向上のために改造を行う ・壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・垂壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・炭素繊維シート補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・鉄扉及びシャッター補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・方杖追設補強 耐震性能向上のために改造を行う ・鋼板補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・堰(内部止水止水用)の新設 第1種管理区域外への溢水漏えい防止のために改造を行う ・安全避難通路の増設 建屋内の人員を安全に避難させるために設置する ・通信連絡設備(電話設備)の増設 通信連絡設備の多様性を確保するために電話設備(無線式)を設置する ・消火設備(消火器)の増設 更なる安全裕度向上のため加工棟成型工場前室(1)に消火器を増設する。		員数	1式		一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、2階建 連絡通路 : 鉄骨造 平屋	主要な構造材	表ハ建-2に示す	寸法(単位:m)	(本体) [] (排気塔: 約 []) (連絡通路) [] 延べ床面積約 1,900㎡	その他の構成機器	-	その他の性能	-	取扱う核燃料物質の状態	-		<p style="text-align: center;">追表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (1/6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">許可との対応</td> <td style="width: 10%;">許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設備・機器名称</td> <td>[844]建物 加工棟 成型工場 [845]堰(内部止水止水用) [890,891]非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 [890,892]非常用設備 非常用通報設備 放送設備 [890,893]非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 [894,895]非常用設備 消火設備 屋外消火栓 [894,898]非常用設備 消火設備 消火器 [899,900]非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 [899,901]非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 [902,903]非常用設備 緊急対策設備 非常灯 [902,904]非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 [902,905]非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">敷地内建物配置図(図ハ建-1)参照</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">加工棟 成型工場</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2"> 改造 ・構造スリットの追設 耐震性能向上のために改造を行う ・壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・垂壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・炭素繊維シート補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・鉄扉及びシャッター補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・方杖追設補強 耐震性能向上のために改造を行う ・鋼板補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・堰(内部止水止水用)の新設 第1種管理区域外への溢水漏えい防止のために改造を行う ・安全避難通路の増設 建屋内の人員を安全に避難させるために設置する ・通信連絡設備(電話設備)の増設 通信連絡設備の多様性を確保するために電話設備(無線式)を設置する ・消火設備(消火器)の増設 更なる安全裕度向上のため加工棟成型工場前室(1)に消火器を増設する。 </td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td colspan="2">1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄筋コンクリート造、2階建 連絡通路 : 鉄骨造 平屋</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表ハ建-2に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:m)</td> <td>(本体) [] (排気塔: 約 []) (連絡通路) [] 延べ床面積約 1,900㎡</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table>	許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)		設備・機器名称	[844]建物 加工棟 成型工場 [845]堰(内部止水止水用) [890,891]非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 [890,892]非常用設備 非常用通報設備 放送設備 [890,893]非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 [894,895]非常用設備 消火設備 屋外消火栓 [894,898]非常用設備 消火設備 消火器 [899,900]非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 [899,901]非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 [902,903]非常用設備 緊急対策設備 非常灯 [902,904]非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 [902,905]非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路	設置場所	敷地内建物配置図(図ハ建-1)参照		機器名	加工棟 成型工場		変更内容	改造 ・構造スリットの追設 耐震性能向上のために改造を行う ・壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・垂壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・炭素繊維シート補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・鉄扉及びシャッター補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・方杖追設補強 耐震性能向上のために改造を行う ・鋼板補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・堰(内部止水止水用)の新設 第1種管理区域外への溢水漏えい防止のために改造を行う ・安全避難通路の増設 建屋内の人員を安全に避難させるために設置する ・通信連絡設備(電話設備)の増設 通信連絡設備の多様性を確保するために電話設備(無線式)を設置する ・消火設備(消火器)の増設 更なる安全裕度向上のため加工棟成型工場前室(1)に消火器を増設する。		員数	1式		一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、2階建 連絡通路 : 鉄骨造 平屋	主要な構造材	表ハ建-2に示す	寸法(単位:m)	(本体) [] (排気塔: 約 []) (連絡通路) [] 延べ床面積約 1,900㎡	その他の構成機器	-	その他の性能	-	取扱う核燃料物質の状態	-		<p>鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																
	設備・機器名称	[844]建物 加工棟 成型工場 [845]堰(内部止水止水用) [890,891]非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 [890,892]非常用設備 非常用通報設備 放送設備 [890,893]非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 [894,895]非常用設備 消火設備 屋外消火栓 [894,898]非常用設備 消火設備 消火器 [899,900]非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 [899,901]非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 [902,903]非常用設備 緊急対策設備 非常灯 [902,904]非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 [902,905]非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路																																																																
設置場所	敷地内建物配置図(図ハ建-1)参照																																																																	
機器名	加工棟 成型工場																																																																	
変更内容	改造 ・構造スリットの追設 耐震性能向上のために改造を行う ・壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・垂壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・炭素繊維シート補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・鉄扉及びシャッター補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・方杖追設補強 耐震性能向上のために改造を行う ・鋼板補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・堰(内部止水止水用)の新設 第1種管理区域外への溢水漏えい防止のために改造を行う ・安全避難通路の増設 建屋内の人員を安全に避難させるために設置する ・通信連絡設備(電話設備)の増設 通信連絡設備の多様性を確保するために電話設備(無線式)を設置する ・消火設備(消火器)の増設 更なる安全裕度向上のため加工棟成型工場前室(1)に消火器を増設する。																																																																	
員数	1式																																																																	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、2階建 連絡通路 : 鉄骨造 平屋																																																																
	主要な構造材	表ハ建-2に示す																																																																
	寸法(単位:m)	(本体) [] (排気塔: 約 []) (連絡通路) [] 延べ床面積約 1,900㎡																																																																
	その他の構成機器	-																																																																
	その他の性能	-																																																																
取扱う核燃料物質の状態	-																																																																	
許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																
	設備・機器名称	[844]建物 加工棟 成型工場 [845]堰(内部止水止水用) [890,891]非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 [890,892]非常用設備 非常用通報設備 放送設備 [890,893]非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 [894,895]非常用設備 消火設備 屋外消火栓 [894,898]非常用設備 消火設備 消火器 [899,900]非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 [899,901]非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 [902,903]非常用設備 緊急対策設備 非常灯 [902,904]非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 [902,905]非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路																																																																
設置場所	敷地内建物配置図(図ハ建-1)参照																																																																	
機器名	加工棟 成型工場																																																																	
変更内容	改造 ・構造スリットの追設 耐震性能向上のために改造を行う ・壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・垂壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・炭素繊維シート補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・鉄扉及びシャッター補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・方杖追設補強 耐震性能向上のために改造を行う ・鋼板補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・堰(内部止水止水用)の新設 第1種管理区域外への溢水漏えい防止のために改造を行う ・安全避難通路の増設 建屋内の人員を安全に避難させるために設置する ・通信連絡設備(電話設備)の増設 通信連絡設備の多様性を確保するために電話設備(無線式)を設置する ・消火設備(消火器)の増設 更なる安全裕度向上のため加工棟成型工場前室(1)に消火器を増設する。																																																																	
員数	1式																																																																	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、2階建 連絡通路 : 鉄骨造 平屋																																																																
	主要な構造材	表ハ建-2に示す																																																																
	寸法(単位:m)	(本体) [] (排気塔: 約 []) (連絡通路) [] 延べ床面積約 1,900㎡																																																																
	その他の構成機器	-																																																																
	その他の性能	-																																																																
取扱う核燃料物質の状態	-																																																																	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

追表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (2/6)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]加工棟領域は、領域同士での相互干渉がないように、工場棟領域は関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法以上離れた配置とし、それ以外の領域とは建物の壁の合計の厚さを30.5cm以上のコンクリートとする。臨界隔離壁については、図陸建-4(7次)参照。 加工棟領域は、領域同士での相互干渉がないように、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域とは関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法以上離れた配置とする。
	火災等による損傷の防止	[4.1-建1]自動火災報知設備(899,900,901)を設置(感知器(煙):33個、(熱):11個)(警報設備(ベル):4個(中継盤:1基))(図リ建-5,6)(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照) [4.1-建2]手動で火災信号を発信する発信機(P型)を設置(4個)(899,901)(図リ建-5,6) [4.1-建3]消火器を設置(粉末消火器10型:11本、20型:3本、二酸化炭素消火器7型:2本、金属用消火器:1本)(894,898)(図リ建-7,8)また、前室(1)に粉末消火器10型:1本を追加(図リ非-6(7次)参照) [4.1-建4]屋外消火栓を設置(1基、ホース20m×2本)、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続(894,895)(図リ建-7) [11.1-建6](6次)屋外消火栓から各部屋へのアクセスルートを設定する。 [4.3-建1]耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表ハ建-2に示す)構造スリットに耐火材(ロックウール)を充填し難燃性のシーリング材で封止 [4.3-建2]緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) [845]の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用(図リ建-9,10) [4.3-建3]原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に火災区域を設定(P1:加工棟成型工場本体1F、階段、及び連絡通路、P2:加工棟成型工場本体2Fフィルタ室、P3:加工棟成型工場本体2F機械室、P4:加工棟成型工場本体1F前室(1))(図ハ建-3,4) [4.3-建4]等価時間は耐火時間を超えない(火災区域の耐火時間1.0hに対し等価時間0.01~0.39h) [4.3-建5]防火壁、防火扉、防火シャッターまたは防火ダンパーを設置し、当該火災区域外への延焼を防止 [4.3-建6]建築基準法施行令第129条の2の5第1項第七号に基づき、防火壁の貫通部は、国土交通大臣の認定を受けた工法で施工 [4.3-建7]常用電源系統、非常用電源系統の全ての配電盤に配線用遮断器を設置
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、十分な支持性能を有するN値30以上の砂礫層に達する杭による杭基礎により支持する。1階床の土間コンクリートは、十分な地耐力を有する地表近くのローム層により支持する [5.1-建2]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、N値30以上の十分な支持性能を有し、液状化の恐れがない地盤に設置し、地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持する [5.1-設1]安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構造物に設置する
	地震による損傷の防止	[5.2.1-建1]加工棟成型工場、緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))は、耐震重要度分類第1類、非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))は第3類に分類 [5.2.1-建2]耐震重要度分類第1類である加工棟成型工場、緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))は、耐震重要度分類3類の設備の破損による波及的影響により破損しない 加工棟成型工場に設置している耐震重要度分類3類の非常用設備は、耐震重要度分類1類の建物及び構築物に、個別のボルトまたは溶接で固定する [5.2.1-建3]加工棟成型工場に収納する設備・機器の耐震重要度分類は、第1類、第2類、第3類であり、建物である加工棟成型工場は第1類とする [5.2.1-建4]加工棟成型工場本体と連絡通路及び連絡通路と使用施設は、構造的に分離して隣接しているため、エキスパンションジョイントを介して接続 [5.2.1-建5]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、表ハ建-2に示す主要な構造材により耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止 [5.2.1-建6]緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止 [5.2.1-建7]非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、耐震重要度分類3類の地震力による損傷を防止

463

追表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (2/6)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]加工棟領域は、領域同士での相互干渉がないように、工場棟領域は関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法以上離れた配置とし、それ以外の領域とは建物の壁の合計の厚さを30.5cm以上のコンクリートとする。臨界隔離壁については、図陸建-4(7次)参照。 加工棟領域は、領域同士での相互干渉がないように、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域とは関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法以上離れた配置とする。
	火災等による損傷の防止	[4.1-建1]自動火災報知設備(899,900,901)を設置(感知器(煙):33個、(熱):11個)(警報設備(ベル):4個(中継盤:1基))(図リ建-5,6)(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照) [4.1-建2]手動で火災信号を発信する発信機(P型)を設置(4個)(899,901)(図リ建-5,6) [4.1-建3]消火器を設置(粉末消火器10型:11本、20型:3本、二酸化炭素消火器7型:2本、金属用消火器:1本)(894,898)(図リ建-7,8)また、前室(1)に粉末消火器10型:1本を追加(図リ非-6(7次)参照) [4.1-建4]屋外消火栓を設置(1基、ホース20m×2本)、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続(894,895)(図リ建-7) [11.1-建6](6次)屋外消火栓から各部屋へのアクセスルートを設定する。 [4.3-建1]耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表ハ建-2に示す)構造スリットに耐火材(ロックウール)を充填し難燃性のシーリング材で封止 [4.3-建2]緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) [845]の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用(図リ建-9,10) [4.3-建3]原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に火災区域を設定(P1:加工棟成型工場本体1F、階段、及び連絡通路、P2:加工棟成型工場本体2Fフィルタ室、P3:加工棟成型工場本体2F機械室、P4:加工棟成型工場本体1F前室(1))(図ハ建-3,4) [4.3-建4]等価時間は耐火時間を超えない(火災区域の耐火時間1.0hに対し等価時間0.01~0.39h) [4.3-建5]防火壁、防火扉、防火シャッターまたは防火ダンパーを設置し、当該火災区域外への延焼を防止 <u>防火扉のガラスに設置する補修材は、火災時に温度ヒューズが溶断し、落下閉止する構造により延焼を防止</u> [4.3-建6]建築基準法施行令第129条の2の5第1項第七号に基づき、防火壁の貫通部は、国土交通大臣の認定を受けた工法で施工 [4.3-建7]常用電源系統、非常用電源系統の全ての配電盤に配線用遮断器を設置
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、十分な支持性能を有するN値30以上の砂礫層に達する杭による杭基礎により支持する。1階床の土間コンクリートは、十分な地耐力を有する地表近くのローム層により支持する [5.1-建2]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、N値30以上の十分な支持性能を有し、液状化の恐れがない地盤に設置し、地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持する [5.1-設1]安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構造物に設置する
	地震による損傷の防止	[5.2.1-建1]加工棟成型工場、緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))は、耐震重要度分類第1類、非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))は第3類に分類 [5.2.1-建2]耐震重要度分類第1類である加工棟成型工場、緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))は、耐震重要度分類3類の設備の破損による波及的影響により破損しない 加工棟成型工場に設置している耐震重要度分類3類の非常用設備は、耐震重要度分類1類の建物及び構築物に、個別のボルトまたは溶接で固定する [5.2.1-建3]加工棟成型工場に収納する設備・機器の耐震重要度分類は、第1類、第2類、第3類であり、建物である加工棟成型工場は第1類とする [5.2.1-建4]加工棟成型工場本体と連絡通路及び連絡通路と使用施設は、構造的に分離して隣接しているため、エキスパンションジョイントを介して接続 [5.2.1-建5]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、表ハ建-2に示す主要な構造材により耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止 [5.2.1-建6]緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止 [5.2.1-建7]非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、

463

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

追表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (3/6)

技術仕様書に照し照し(注)	津波による損傷の防止	[5.3-建1]基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建1](竜巻):建物の外壁及び屋根は、表ハ建-2に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッター(図ハ建-3~6)、ガラリ(図ハ建-5,6)によりF1竜巻に対して損傷しない [5.4.1-建2](洪水):久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地 [5.4.1-建3](凍結):屋外消火栓は気温-12.7℃に対し不凍式の屋外消火栓の設置及び配管埋設(地表から300mm以上の深さに埋設)により凍結を防止 [5.4.1-建4](降水):降水量100mm/hの雨水に対し雨樋、勾配により排出できる設計、また、屋根には防水層を施工し、雨漏りを防止 [5.4.1-建5](積雪):表ハ建-2に示す主要な構造材により積雪30cmの荷重に耐える設計、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力 [5.4.1-建10](落雷):加工施設の高さは図ハ建-7に示すように最大で約12m(排気塔を含めると約15m)であり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要 [5.4.1-建6](地滑り):東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地 [5.4.1-建7](火山の影響):表ハ建-2に示す主要な構造材により鉄筋コンクリート屋根の加工棟成型工場本体は、降下火砕物で約28cm(約168cmの積雪に相当)に耐える実力、ALC屋根の連絡通路は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm ³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)に耐える実力 [5.4.1-建8](生物学的事象):外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にフィルタを設置 [5.4.1-建9](森林火災):加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地 [5.4.2-建1](外部火災・爆発、有毒ガス):表ハ建-2に示す主要な構造材、及び防水層により敷地内外の火災・爆発に対し損傷しない設計、また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない [5.4.2-建2](ダムの崩壊):加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地 [5.4.2-建3](船舶の衝突):船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地
	人の不法な侵入等の防止	[5.5.1-建1]表ハ建-2に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッター(図ハ建-3~6)等の堅牢な障壁を有する [5.5.1-建2]情報システムは外部からの不正アクセスを遮断する
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-建1]第1種管理区域から第2種管理区域または非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、加工棟成型工場に下記の耐食性を有する材料で、本体の1階及び連絡通路には高さ80mm以上、加工棟成型工場2階には40mm以上の堰を設置(固定式(80mm以上:4個、40mm以上:2個)、脱着式(80mm以上:1個)) 固定式堰の主な材料 アンカー:SUS304、鋼材:SUS304等辺山形鋼、コーキング材:フッ素樹脂系コーキング材 脱着式堰の主な材料 アンカー:SUS304、止水板:アルミニウム合金板+クロロプロレンゴムスポンジ、コーキング材:フッ素樹脂系コーキング材 [5.6.1-建2]加工棟成型工場の溢水拡大防止のための堰に漏水検知警報設備(846)を設置する設計 [5.6.1-建3]加工棟成型工場内の部屋に設置する扉はノンエアタイト仕様とする [5.6.1-建4]加工棟成型工場の全ての配電盤には配線用遮断器を設置、また、火災防護対象設備(電気設備)は、溢水高さよりも高い位置に設置
材料及び構造	-	

追表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (3/6)

技術仕様書に照し照し(注)	地震による損傷の防止	自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、耐震重要度分類3類の地震力による損傷を防止
	津波による損傷の防止	[5.3-建1]基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建1](竜巻):建物の外壁及び屋根は、表ハ建-2に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッター(図ハ建-3~6)、ガラリ(図ハ建-5,6)によりF1竜巻に対して損傷しない [5.4.1-建2](洪水):久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地 [5.4.1-建3](凍結):屋外消火栓は気温-12.7℃に対し不凍式の屋外消火栓の設置及び配管埋設(地表から300mm以上の深さに埋設)により凍結を防止 [5.4.1-建4](降水):降水量100mm/hの雨水に対し雨樋、勾配により排出できる設計、また、屋根には防水層を施工し、雨漏りを防止 [5.4.1-建5](積雪):表ハ建-2に示す主要な構造材により積雪30cmの荷重に耐える設計、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力 [5.4.1-建10](落雷):加工施設の高さは図ハ建-7に示すように最大で約12m(排気塔を含めると約15m)であり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要 [5.4.1-建6](地滑り):東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地 [5.4.1-建7](火山の影響):表ハ建-2に示す主要な構造材により鉄筋コンクリート屋根の加工棟成型工場本体は、降下火砕物で約28cm(約168cmの積雪に相当)に耐える実力、ALC屋根の連絡通路は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm ³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)に耐える実力 [5.4.1-建8](生物学的事象):外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にフィルタを設置 [5.4.1-建9](森林火災):加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地 [5.4.2-建1](外部火災・爆発、有毒ガス):表ハ建-2に示す主要な構造材、及び防水層により敷地内外の火災・爆発に対し損傷しない設計、また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない [5.4.2-建2](ダムの崩壊):加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地 [5.4.2-建3](船舶の衝突):船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地
	人の不法な侵入等の防止	[5.5.1-建1]表ハ建-2に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッター(図ハ建-3~6)等の堅牢な障壁を有する [5.5.1-建2]情報システムは外部からの不正アクセスを遮断する
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建1]第1種管理区域から第2種管理区域または非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、加工棟成型工場に下記の耐食性を有する材料で、本体の1階及び連絡通路には高さ80mm以上、加工棟成型工場2階には40mm以上の堰を設置(固定式(80mm以上:4個、40mm以上:2個)、脱着式(80mm以上:1個)) 固定式堰の主な材料 アンカー:SUS304、鋼材:SUS304等辺山形鋼、コーキング材:フッ素樹脂系コーキング材 脱着式堰の主な材料 アンカー:SUS304、止水板:アルミニウム合金板+クロロプロレンゴムスポンジ、コーキング材:フッ素樹脂系コーキング材 [5.6.1-建2]加工棟成型工場の溢水拡大防止のための堰に漏水検知警報設備(846)を設置する設計 [5.6.1-建3]加工棟成型工場内の部屋に設置する扉はノンエアタイト仕様とする [5.6.1-建4]加工棟成型工場の全ての配電盤には配線用遮断器を設置、また、火災防護対象設備(電気設備)は、溢水高さよりも高い位置に設置	
材料及び構造	-	

前頁の変更に伴う表の頁の繰り下げ。(本頁に内容の変更は無い)

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由
----------------------------------	-----	------

追表ハ建-2 工場棟成型工場 仕様表(4次申請:表ハ建-1)(2/18)

変更内容	<p>改造</p> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場ベレット加工室と2階通路の境界に耐火壁を追設する シャット改造 内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場と工場棟組立工場の境界のシャットを改造する <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
員数	1式
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄筋コンクリート造(屋根構造:鉄筋コンクリート造、鉄骨造)、一部3階建</p> <p>屋根 : 折板(二重構造)</p> <p>基礎 : 杭基礎</p>
主要な構造材	表ハ建-2に示す
寸法(単位:m)	(本体) [] (排気塔: []) 延べ床面積: 約4,700㎡
その他の構成機器	-
その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-

469

追表ハ建-2 工場棟成型工場 仕様表(4次申請:表ハ建-1)(2/18)

変更内容	<p>改造</p> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場ベレット加工室と2階通路の境界に耐火壁を追設する シャット改造 内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場と工場棟組立工場の境界のシャットを改造する 鉄扉補強 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟成型工場と放射線管理棟の境界にある鉄扉のガラリを鋼板にて閉塞する 鉄扉交換 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟成型工場と工場棟組立工場の境界にある鉄扉を交換する <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
員数	1式
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄筋コンクリート造(屋根構造:鉄筋コンクリート造、鉄骨造)、一部3階建</p> <p>屋根 : 折板(二重構造)</p> <p>基礎 : 杭基礎</p>
主要な構造材	表ハ建-2に示す
寸法(単位:m)	(本体) [] (排気塔: []) 延べ床面積: 約4,700㎡
その他の構成機器	-
その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-

469

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由					
<p style="text-align: center;">追表ハ建-2 工場棟成型工場 仕様表(4次申請:表ハ建-1)(3/18)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):35個(2階:7個、3階:28個) ◦ 感知器(熱):<u>194</u>個(1階:19個、2階:159個、3階:16個) ◦ 感知器(空気管式):2基(3階) ◦ 警報設備(ベル):16個(1階:5個、2階:5個、3階:6個) <p style="text-align: center;">(中継盤:1基)</p> ・ 設置設備の配置 図リ建-26~28参照(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照) <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):10個(1階:3個、2階:3個、3階:4個) ・ 設置設備の配置 図リ建-26~28参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:41本(1階:3本、2階:19本、3階:19本) ◦ 粉末消火器20型:3本(1階) ◦ 粉末消火器50型:10本(1階:1本、3階:9本) ◦ 二酸化炭素消火器7型:44本(1階) ◦ 二酸化炭素消火器50型:1本(1階) ◦ 金属用消火器:2本(1階) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-39~41参照 </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):35個(2階:7個、3階:28個) ◦ 感知器(熱):<u>194</u>個(1階:19個、2階:159個、3階:16個) ◦ 感知器(空気管式):2基(3階) ◦ 警報設備(ベル):16個(1階:5個、2階:5個、3階:6個) <p style="text-align: center;">(中継盤:1基)</p> ・ 設置設備の配置 図リ建-26~28参照(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照) <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):10個(1階:3個、2階:3個、3階:4個) ・ 設置設備の配置 図リ建-26~28参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:41本(1階:3本、2階:19本、3階:19本) ◦ 粉末消火器20型:3本(1階) ◦ 粉末消火器50型:10本(1階:1本、3階:9本) ◦ 二酸化炭素消火器7型:44本(1階) ◦ 二酸化炭素消火器50型:1本(1階) ◦ 金属用消火器:2本(1階) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-39~41参照 	<p style="text-align: center;">追表ハ建-2 工場棟成型工場 仕様表(4次申請:表ハ建-1)(3/18)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):35個(2階:7個、3階:28個) ◦ 感知器(熱):<u>195</u>個(1階:19個、2階:159個、3階:17個) ◦ 感知器(空気管式):2基(3階) ◦ 警報設備(ベル):16個(1階:5個、2階:5個、3階:6個) <p style="text-align: center;">(中継盤:1基)</p> ・ 設置設備の配置 図リ建-26~28参照(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照) <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):10個(1階:3個、2階:3個、3階:4個) ・ 設置設備の配置 図リ建-26~28参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:41本(1階:3本、2階:19本、3階:19本) ◦ 粉末消火器20型:3本(1階) ◦ 粉末消火器50型:10本(1階:1本、3階:9本) ◦ 二酸化炭素消火器7型:44本(1階) ◦ 二酸化炭素消火器50型:1本(1階) ◦ 金属用消火器:2本(1階) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-39~41参照 </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):35個(2階:7個、3階:28個) ◦ 感知器(熱):<u>195</u>個(1階:19個、2階:159個、3階:17個) ◦ 感知器(空気管式):2基(3階) ◦ 警報設備(ベル):16個(1階:5個、2階:5個、3階:6個) <p style="text-align: center;">(中継盤:1基)</p> ・ 設置設備の配置 図リ建-26~28参照(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照) <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):10個(1階:3個、2階:3個、3階:4個) ・ 設置設備の配置 図リ建-26~28参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:41本(1階:3本、2階:19本、3階:19本) ◦ 粉末消火器20型:3本(1階) ◦ 粉末消火器50型:10本(1階:1本、3階:9本) ◦ 二酸化炭素消火器7型:44本(1階) ◦ 二酸化炭素消火器50型:1本(1階) ◦ 金属用消火器:2本(1階) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-39~41参照
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):35個(2階:7個、3階:28個) ◦ 感知器(熱):<u>194</u>個(1階:19個、2階:159個、3階:16個) ◦ 感知器(空気管式):2基(3階) ◦ 警報設備(ベル):16個(1階:5個、2階:5個、3階:6個) <p style="text-align: center;">(中継盤:1基)</p> ・ 設置設備の配置 図リ建-26~28参照(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照) <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):10個(1階:3個、2階:3個、3階:4個) ・ 設置設備の配置 図リ建-26~28参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:41本(1階:3本、2階:19本、3階:19本) ◦ 粉末消火器20型:3本(1階) ◦ 粉末消火器50型:10本(1階:1本、3階:9本) ◦ 二酸化炭素消火器7型:44本(1階) ◦ 二酸化炭素消火器50型:1本(1階) ◦ 金属用消火器:2本(1階) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-39~41参照 					
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):35個(2階:7個、3階:28個) ◦ 感知器(熱):<u>195</u>個(1階:19個、2階:159個、3階:17個) ◦ 感知器(空気管式):2基(3階) ◦ 警報設備(ベル):16個(1階:5個、2階:5個、3階:6個) <p style="text-align: center;">(中継盤:1基)</p> ・ 設置設備の配置 図リ建-26~28参照(中継盤の配置は、図リ非-6(7次)参照) <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):10個(1階:3個、2階:3個、3階:4個) ・ 設置設備の配置 図リ建-26~28参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:41本(1階:3本、2階:19本、3階:19本) ◦ 粉末消火器20型:3本(1階) ◦ 粉末消火器50型:10本(1階:1本、3階:9本) ◦ 二酸化炭素消火器7型:44本(1階) ◦ 二酸化炭素消火器50型:1本(1階) ◦ 金属用消火器:2本(1階) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-39~41参照 					

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由				
<p style="text-align: center;">追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表 (4次申請: 表ホ建-1-1) (3/14)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):5個 ◦ 感知器(熱):7個 ◦ 感知器(空気管式):22基 ◦ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:3本 ◦ 二酸化炭素消火器7型:36本 ◦ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六條第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 図リ建-42参照 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):5個 ◦ 感知器(熱):8個 ◦ 感知器(空気管式):22基 ◦ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:3本 ◦ 二酸化炭素消火器7型:36本 ◦ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六條第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 図リ建-42参照 </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):5個 ◦ 感知器(熱):7個 ◦ 感知器(空気管式):22基 ◦ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:3本 ◦ 二酸化炭素消火器7型:36本 ◦ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六條第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 図リ建-42参照 	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):5個 ◦ 感知器(熱):8個 ◦ 感知器(空気管式):22基 ◦ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:3本 ◦ 二酸化炭素消火器7型:36本 ◦ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六條第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 図リ建-42参照 	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域 ◦ シリンダ洗浄棟領域 ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ◦ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域 ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット 				
<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):5個 ◦ 感知器(熱):7個 ◦ 感知器(空気管式):22基 ◦ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:3本 ◦ 二酸化炭素消火器7型:36本 ◦ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六條第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 図リ建-42参照 	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):5個 ◦ 感知器(熱):8個 ◦ 感知器(空気管式):22基 ◦ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:3本 ◦ 二酸化炭素消火器7型:36本 ◦ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六條第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 図リ建-42参照 					

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由												
<p style="text-align: center;">表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(7/14)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">閉じ込めの機能</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[10.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第3核燃料倉庫本体は第1種管理区域(更衣室(1)を除く)、第1種管理区域と屋外との境界にあたる第3核燃料倉庫の前室は、非管理区域から第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-6(1/2)、(2/2)参照)</p> <p>[10.1-建2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(4)〔666~678〕により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧：フィルタ室5Pa以上 上記以外19.6Pa以上</p> <p>[10.1-建6] 第3核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れが付きにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建5] 第1種管理区域の溢水防護区画から、防護区画外、及び非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第3核燃料倉庫本体の2階には高さ90mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図り非-5-2参照) また、第3核燃料倉庫本体1階の作業室(1)北東部にも溢水源があるため、溢水防護区画とし、当該箇所の溢水は既存堰(高さ260mm以上)で溢水防護区画内に隔離され、当該箇所の外への漏えいが生じない。(図り非-5-1参照)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">火災等による損傷の防止</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙)：18個(1階：8個、2階：10個) ◦ 感知器(熱)：5個(1階：1個、2階：4個) ◦ 感知器(空気管式)：5基(2階) ◦ 警報設備(ベル)：5個(1階：3個、2階：2個)(中継盤：1基) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照(中継盤の配置は、図り非-6参照)</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型)：5個(1階：3個、2階：2個) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型：11本(1階：6本、2階：4本、前室：1本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図り非-4-7、4-8参照</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">844</p>	技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第3核燃料倉庫本体は第1種管理区域(更衣室(1)を除く)、第1種管理区域と屋外との境界にあたる第3核燃料倉庫の前室は、非管理区域から第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-6(1/2)、(2/2)参照)</p> <p>[10.1-建2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(4)〔666~678〕により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧：フィルタ室5Pa以上 上記以外19.6Pa以上</p> <p>[10.1-建6] 第3核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れが付きにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建5] 第1種管理区域の溢水防護区画から、防護区画外、及び非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第3核燃料倉庫本体の2階には高さ90mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図り非-5-2参照) また、第3核燃料倉庫本体1階の作業室(1)北東部にも溢水源があるため、溢水防護区画とし、当該箇所の溢水は既存堰(高さ260mm以上)で溢水防護区画内に隔離され、当該箇所の外への漏えいが生じない。(図り非-5-1参照)</p>		火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙)：18個(1階：8個、2階：10個) ◦ 感知器(熱)：5個(1階：1個、2階：4個) ◦ 感知器(空気管式)：5基(2階) ◦ 警報設備(ベル)：5個(1階：3個、2階：2個)(中継盤：1基) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照(中継盤の配置は、図り非-6参照)</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型)：5個(1階：3個、2階：2個) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型：11本(1階：6本、2階：4本、前室：1本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図り非-4-7、4-8参照</p>	<p style="text-align: center;">表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(7/14)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">閉じ込めの機能</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[10.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第3核燃料倉庫本体は第1種管理区域(更衣室(1)を除く)、第1種管理区域と屋外との境界にあたる第3核燃料倉庫の前室は、非管理区域から第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-6(1/2)、(2/2)参照)</p> <p>[10.1-建2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(4)〔666~678〕により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧：フィルタ室5Pa以上 上記以外19.6Pa以上</p> <p>[10.1-建6] 第3核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れが付きにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建5] 第1種管理区域の溢水防護区画から、防護区画外、及び非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第3核燃料倉庫本体の2階には高さ90mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図り非-5-2参照) また、第3核燃料倉庫本体1階の作業室(1)北東部にも溢水源があるため、溢水防護区画とし、当該箇所の溢水は既存堰(高さ260mm以上)で溢水防護区画内に隔離され、当該箇所の外への漏えいが生じない。(図り非-5-1参照)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">火災等による損傷の防止</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙)：<u>19</u>個(1階：8個、2階：<u>11</u>個) ◦ 感知器(熱)：5個(1階：1個、2階：4個) ◦ 感知器(空気管式)：5基(2階) ◦ 警報設備(ベル)：5個(1階：3個、2階：2個)(中継盤：1基) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照(中継盤の配置は、図り非-6参照)</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型)：5個(1階：3個、2階：2個) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型：11本(1階：6本、2階：4本、前室：1本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図り非-4-7、4-8参照</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">844</p>	技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第3核燃料倉庫本体は第1種管理区域(更衣室(1)を除く)、第1種管理区域と屋外との境界にあたる第3核燃料倉庫の前室は、非管理区域から第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-6(1/2)、(2/2)参照)</p> <p>[10.1-建2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(4)〔666~678〕により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧：フィルタ室5Pa以上 上記以外19.6Pa以上</p> <p>[10.1-建6] 第3核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れが付きにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建5] 第1種管理区域の溢水防護区画から、防護区画外、及び非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第3核燃料倉庫本体の2階には高さ90mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図り非-5-2参照) また、第3核燃料倉庫本体1階の作業室(1)北東部にも溢水源があるため、溢水防護区画とし、当該箇所の溢水は既存堰(高さ260mm以上)で溢水防護区画内に隔離され、当該箇所の外への漏えいが生じない。(図り非-5-1参照)</p>		火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙)：<u>19</u>個(1階：8個、2階：<u>11</u>個) ◦ 感知器(熱)：5個(1階：1個、2階：4個) ◦ 感知器(空気管式)：5基(2階) ◦ 警報設備(ベル)：5個(1階：3個、2階：2個)(中継盤：1基) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照(中継盤の配置は、図り非-6参照)</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型)：5個(1階：3個、2階：2個) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型：11本(1階：6本、2階：4本、前室：1本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図り非-4-7、4-8参照</p>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第3核燃料倉庫本体は第1種管理区域(更衣室(1)を除く)、第1種管理区域と屋外との境界にあたる第3核燃料倉庫の前室は、非管理区域から第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-6(1/2)、(2/2)参照)</p> <p>[10.1-建2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(4)〔666~678〕により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧：フィルタ室5Pa以上 上記以外19.6Pa以上</p> <p>[10.1-建6] 第3核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れが付きにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建5] 第1種管理区域の溢水防護区画から、防護区画外、及び非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第3核燃料倉庫本体の2階には高さ90mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図り非-5-2参照) また、第3核燃料倉庫本体1階の作業室(1)北東部にも溢水源があるため、溢水防護区画とし、当該箇所の溢水は既存堰(高さ260mm以上)で溢水防護区画内に隔離され、当該箇所の外への漏えいが生じない。(図り非-5-1参照)</p>												
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙)：18個(1階：8個、2階：10個) ◦ 感知器(熱)：5個(1階：1個、2階：4個) ◦ 感知器(空気管式)：5基(2階) ◦ 警報設備(ベル)：5個(1階：3個、2階：2個)(中継盤：1基) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照(中継盤の配置は、図り非-6参照)</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型)：5個(1階：3個、2階：2個) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型：11本(1階：6本、2階：4本、前室：1本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図り非-4-7、4-8参照</p>												
技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第3核燃料倉庫本体は第1種管理区域(更衣室(1)を除く)、第1種管理区域と屋外との境界にあたる第3核燃料倉庫の前室は、非管理区域から第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-6(1/2)、(2/2)参照)</p> <p>[10.1-建2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(4)〔666~678〕により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧：フィルタ室5Pa以上 上記以外19.6Pa以上</p> <p>[10.1-建6] 第3核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れが付きにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建5] 第1種管理区域の溢水防護区画から、防護区画外、及び非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第3核燃料倉庫本体の2階には高さ90mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図り非-5-2参照) また、第3核燃料倉庫本体1階の作業室(1)北東部にも溢水源があるため、溢水防護区画とし、当該箇所の溢水は既存堰(高さ260mm以上)で溢水防護区画内に隔離され、当該箇所の外への漏えいが生じない。(図り非-5-1参照)</p>												
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙)：<u>19</u>個(1階：8個、2階：<u>11</u>個) ◦ 感知器(熱)：5個(1階：1個、2階：4個) ◦ 感知器(空気管式)：5基(2階) ◦ 警報設備(ベル)：5個(1階：3個、2階：2個)(中継盤：1基) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照(中継盤の配置は、図り非-6参照)</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型)：5個(1階：3個、2階：2個) ・ 設置設備の配置 図り非-3-1、3-2参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型：11本(1階：6本、2階：4本、前室：1本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図り非-4-7、4-8参照</p>												

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																														
<p style="text-align: center;">追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (1/16)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事業許可との対応</th> <th style="width: 10%;">許可番号(日付)</th> <th style="width: 80%;">原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備・機器名称</td> <td></td> <td>(855)建物 付属建物 第2核燃料倉庫 (856)堰(内部溢水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> <td>敷地内建物配置図(図イ建-1)参照</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td></td> <td>付属建物第2核燃料倉庫 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td></td> <td>改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉交換(交換により延焼防止も向上) F1 電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 2-2. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る 2-3. 非常用設備の仮移設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造 第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</td> </tr> </tbody> </table>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	設備・機器名称		(855)建物 付属建物 第2核燃料倉庫 (856)堰(内部溢水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路	設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1)参照	機器名		付属建物第2核燃料倉庫 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	変更内容		改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉交換(交換により延焼防止も向上) F1 電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 2-2. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る 2-3. 非常用設備の仮移設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造 第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る	<p style="text-align: center;">追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (1/16)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事業許可との対応</th> <th style="width: 10%;">許可番号(日付)</th> <th style="width: 80%;">原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備・機器名称</td> <td></td> <td>(855)建物 付属建物 第2核燃料倉庫 (856)堰(内部溢水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> <td>敷地内建物配置図(図イ建-1)参照</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td></td> <td>付属建物第2核燃料倉庫 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td></td> <td>改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉交換(交換により延焼防止も向上) F1 電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する <u>1-3 火災区域外への延焼防止のために以下の補強を行う</u> ・<u>鉄扉補強</u> <u>第2核燃料倉庫本体の鉄扉のガタリを火災時に閉止する鋼板により補修する</u> 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 2-2. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る 2-3. 非常用設備の仮移設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造 第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</td> </tr> </tbody> </table>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	設備・機器名称		(855)建物 付属建物 第2核燃料倉庫 (856)堰(内部溢水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路	設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1)参照	機器名		付属建物第2核燃料倉庫 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	変更内容		改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉交換(交換により延焼防止も向上) F1 電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する <u>1-3 火災区域外への延焼防止のために以下の補強を行う</u> ・ <u>鉄扉補強</u> <u>第2核燃料倉庫本体の鉄扉のガタリを火災時に閉止する鋼板により補修する</u> 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 2-2. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る 2-3. 非常用設備の仮移設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造 第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る	<p>鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																														
設備・機器名称		(855)建物 付属建物 第2核燃料倉庫 (856)堰(内部溢水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路																														
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1)参照																														
機器名		付属建物第2核燃料倉庫 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路																														
変更内容		改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉交換(交換により延焼防止も向上) F1 電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 2-2. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る 2-3. 非常用設備の仮移設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造 第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る																														
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																														
設備・機器名称		(855)建物 付属建物 第2核燃料倉庫 (856)堰(内部溢水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路																														
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1)参照																														
機器名		付属建物第2核燃料倉庫 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路																														
変更内容		改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉交換(交換により延焼防止も向上) F1 電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する <u>1-3 火災区域外への延焼防止のために以下の補強を行う</u> ・ <u>鉄扉補強</u> <u>第2核燃料倉庫本体の鉄扉のガタリを火災時に閉止する鋼板により補修する</u> 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 2-2. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る 2-3. 非常用設備の仮移設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造 第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る																														

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。